

くらしと県税

2026



千葉県

も く じ

県の予算・・・・・・・・・・ 2	県たばこ税・・・・・・・・・・ 3 6
県税の内訳・・・・・・・・・・ 3	地方消費税・・・・・・・・・・ 3 7
税金の種類・・・・・・・・・・ 4	固定資産税・・・・・・・・・・ 3 8
令和 8 年度地方税制改正・・・ 6	狩猟税・・・・・・・・・・ 3 9
個人の県民税・・・・・・・・・・ 7	鉾区税・・・・・・・・・・ 4 0
法人の県民税・・・・・・・・・・ 1 5	ゴルフ場利用税・・・・・・・・ 4 1
県民税利子割・・・・・・・・・・ 1 7	県税の申告と納期・・・・・・ 4 2
県民税配当割・・・・・・・・・・ 1 8	延滞金・加算金・・・・・・・・ 4 3
県民税株式等譲渡所得割・・・ 1 9	県税の救済・・・・・・・・・・ 4 5
個人の事業税・・・・・・・・・・ 2 0	納税の猶予・減免など・・・ 4 6
法人の事業税・・・・・・・・・・ 2 2	県税事務所のご案内・・・ 4 7
不動産取得税・・・・・・・・・・ 2 7	税務署のご案内・・・・・・・・ 5 2
軽油引取税・・・・・・・・・・ 3 0	市役所・町村役場のご案内・・・ 5 3
自動車税・・・・・・・・・・ 3 3	

県の予算

令和8年度の一般会計当初予算は、2兆2,534億87百万円で、前年度6月補正後の予算（2兆1,877億97百万円）と比較し、656億90百万円の増となります。

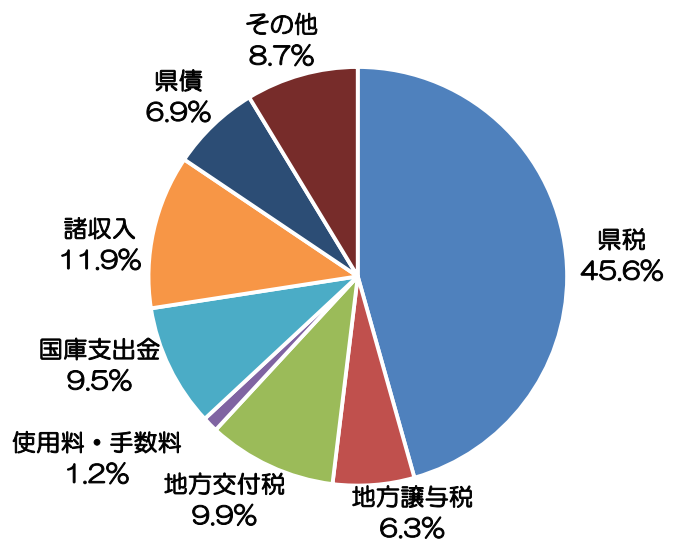
その中で県税は、1兆283億24百万円となっており、一般会計予算の約45.6%を占める重要な役割を担っています。

令和8年度当初予算は、「千葉県総合計画 ～千葉の未来をともに創る～」策定後、初めての通年予算であり、計画に掲げた施策の着実な推進を図ります。

当初予算には、「千葉経済圏の確立」や「社会資本の充実」、「子育て・教育施策の推進」、「医療・福祉の充実」をはじめ、「安全・安心の確保」「千葉の魅力の向上」など、各分野にわたり「新しい千葉の未来の創造」に向けた事業を計上しています。

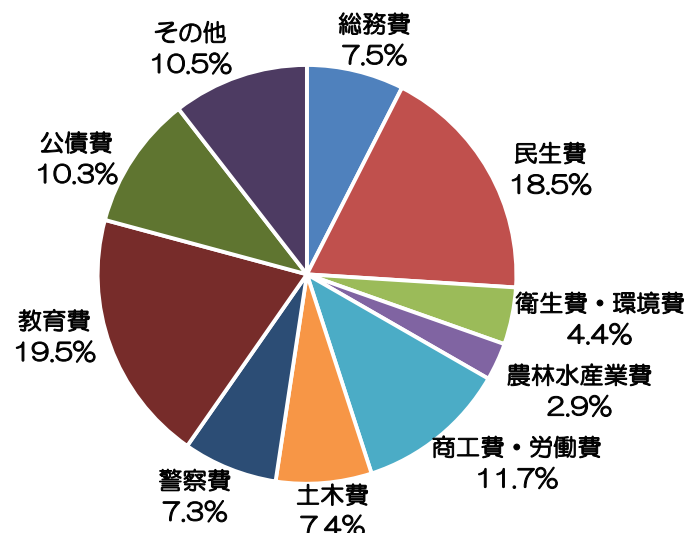
歳入

項目	歳入（百万円）
県税	1,028,324
地方譲与税	142,068
地方交付税	224,000
使用料・手数料	26,910
国庫支出金	213,402
諸収入	267,799
県債	155,063
その他	195,921
合計	2,253,487



歳出

項目	歳出（百万円）
総務費	168,499
民生費	416,709
衛生費・環境費	99,181
農林水産業費	64,247
商工費・労働費	264,717
土木費	166,313
警察費	163,595
教育費	438,571
公債費	233,168
その他	238,487
合計	2,253,487



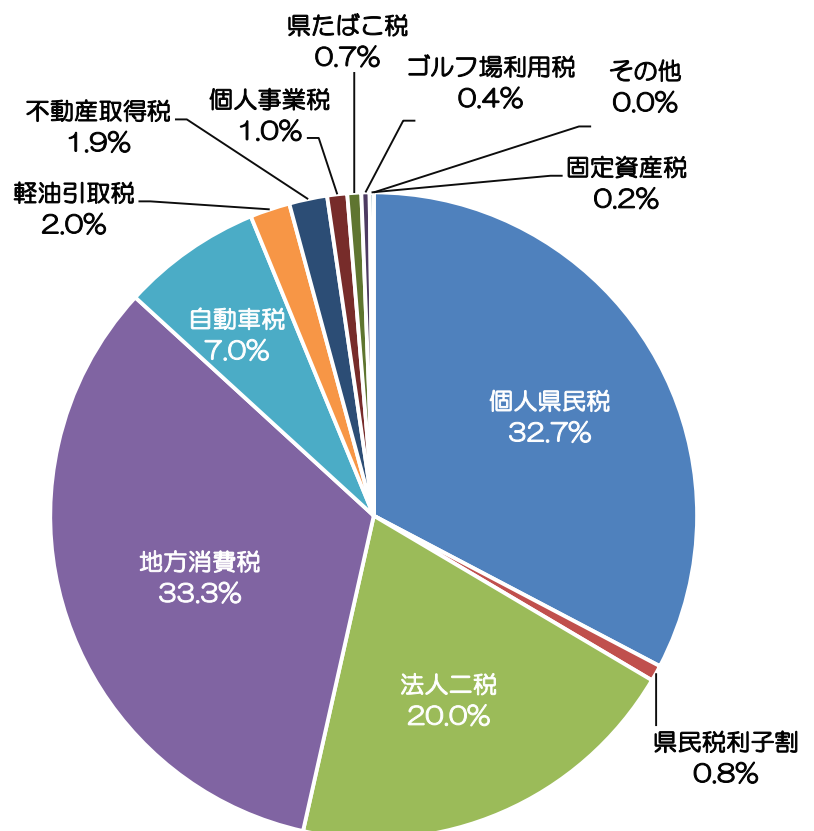
県税の内訳

令和8年度の県税収入（当初予算額）は、1兆283億24百万円で、前年度（9,991億27百万円）と比較し、291億97百万円の増となります。

個人県民税は賃金の改善などにより、約266億円の増額になるものと見込んでいます。また、地方消費税について、国内消費や設備投資の増により、約162億円の増額を見込んでいます。

一方で、自動車税環境性能割の廃止や、軽油引取税の暫定税率が廃止されたこと等の影響により、県税全体では約292億円の増額と見込んでいます。

税目	当初予算額 (百万円)
個人の県民税	335,892
均等割・所得割	293,783
配当割	18,163
株式等譲渡所得割	23,946
県民税利子割	7,649
法人の県民税	17,575
個人の事業税	10,568
法人の事業税	188,523
地方消費税	342,585
不動産取得税	19,534
県たばこ税	7,195
ゴルフ場利用税	4,508
軽油引取税	20,021
自動車税	72,010
固定資産税	2,195
その他	69
合計	1,028,324





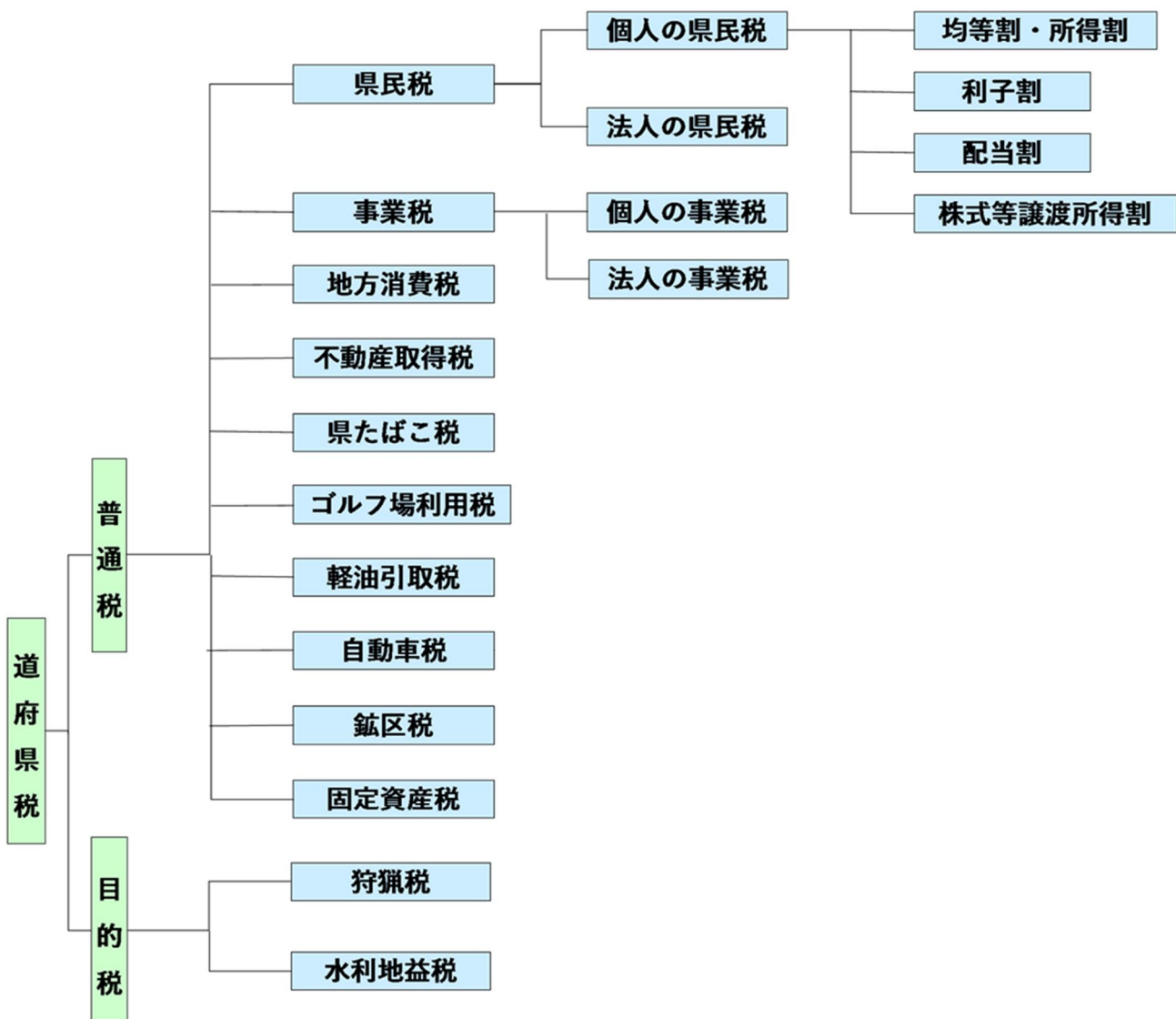
税金の種類

税金には、国に納める「国税」と、地方公共団体に納める「地方税」とがあります。地方税は、さらに道府県に納める「道府県税」と市町村に納める「市町村税」に分けられます。

税金は、その用途により分類すると、「普通税」と「目的税」とに分けることができます。「普通税」は、その用途が特定されておらず、一般的経費に充てることができますが、「目的税」は、その用途が特定されているものです。

また、納める方法によって分類すると、「直接税」と「間接税」とに分けられます。「直接税」は、税を負担する人が直接納めるものをいい、「間接税」は、税を負担する人と納める人が違うものをいいます。

県 税



(※) 固定資産税は大規模償却資産に係るもののみです。
(※) 水利地益税は千葉県では課税されていません。

市町村税

- 市町村民税……それぞれの市町村に住む個人や、事務所等のある法人に課されます。
- 固定資産税……土地、家屋及び償却資産の所有者に課されます。
- 軽自動車税……原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に課されます。
- 都市計画税……都市計画法により都市計画区域として指定されたもののうち市街化区域に所在する土地、家屋の所有者に課されます。
- 市町村たばこ税……製造たばこの製造業者等が、市町村の小売販売業者にたばこを売り渡すときに課されます。
- 国民健康保険税……国民健康保険の被保険者である世帯主に課されます。

このほかに次のような税があります。

鉱産税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、入湯税、特別土地保有税、事業所税

国 税

- 所 得 税……所得のある個人に課されます。
- 法 人 税……所得のある株式会社などの法人に課されます。
- 相 続 税……相続又は遺贈によって財産を取得した人に課されます。
- 贈 与 税……財産の贈与を受けた人に課されます。
- 消 費 税……国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供並びに保税地域から引き取られる外国貨物に対して課されます。
- 酒 税……酒類の製造業者に課されます。
- 印 紙 税……契約書、受取書などを作成した人に課されます。
- 登録免許税……不動産、船舶、会社などを登録する人や弁護士、司法書士、税理士などの登録を受ける人に課されます。
- 自動車重量税……自動車検査証の交付等を受ける人に課されます。

このほかに次のような税があります。

たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、石油ガス税、地方揮発油税、関税、とん税、特別とん税、航空機燃料税、電源開発促進税、石油石炭税、復興特別所得税、地方法人税、国際観光旅客税、特別法人事業税、森林環境税



令和8年度地方税制改正(県税関係)

個人の県民税

○控除額等の見直し

物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として、実質的な税負担が増加するという課題があることから、所得税の諸控除の見直しのほか、個人住民税について、次の措置が講じられました。

<給与所得控除の見直し>

給与所得控除の最低保障額について、74万円（現行 65万円）に引上げ
※令和9年度分の個人住民税から適用

<ひとり親控除の見直し>

ひとり親控除を 33万円（現行 30万円）に引上げ
※令和10年度分の個人住民税から適用

○道府県民税利子割に係る清算制度の導入

インターネット銀行等の利用拡大を踏まえ、金融機関が口座所在地の都道府県に税を納入する現行の仕組みは維持しつつ、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度が導入されました。

軽油引取税

○軽油引取税の当分の間税率の廃止

軽油引取税の当分の間税率（1キロリットルあたり 32,100円）が令和8年4月1日に廃止されました。

自動車税

○環境性能割の廃止

米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、環境性能割が令和8年4月1日に廃止されました。

また、環境性能割の廃止に伴い、自動車税種別割は、自動車税に名称変更されました。



個人の県民税

個人の県民税は、前年中に一定の所得があった県民の方に課されるものです。実際の事務は、市町村において、市町村民税とともに住民税として課税及び徴収されますが、その後県民税は県に払い込まれています。

納める人

区分	所得割	均等割
1月1日現在で県内に住所がある人	○	○
1月1日現在で県内に事務所、事業所、別荘などの家屋敷を持っている人で、その所在する市町村内に住所のない人	×	○

○・・・課税対象

×・・・課税対象外

非課税

次の人には個人の県民税は課されません。

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の人
- ・前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の人

納める額

(1) 均等割 (年額)

県民税 1,000円 市町村民税 3,000円

(2) 所得割 (年額)

税率	納税義務者の住所			
	千葉市（政令指定都市）		千葉市以外の市町村	
	県民税	市町村民税	県民税	市町村民税
	2%	8%	4%	6%
計	10%		10%	

課税総所得金額 (前年の総所得金額-所得控除額)	×	税率 (上記)	-	税額控除額	=	税額
-----------------------------	---	------------	---	-------	---	----

(※) 課税総所得金額は、原則として所得税法の定めるところによって計算します。

(※) 所得控除とは、納税者の個人的な事情を考慮して税負担を求めるために、所得金額から一定の方法で計算された額を差し引くことをいいます。

(※) 税額控除とは、税額を算出した後にその税額から差し引く額のことをいいます。

(※) 退職所得や、土地・建物等の譲渡所得などは、他の所得と区分して課税されます（分離課税）。

また、一定の配当や上場株式等の譲渡の対価などについては、県民税配当割又は県民税株式等譲渡所得割として課税されます。

所得金額の計算方法（一例）

（１）給与所得の場合（収入金額－給与所得控除額）

下表は令和８年度分個人住民税の場合です。

給与収入の年額（年収）	控 除 額
～ １９０万円以下	６５万円
１９０万円超 ～ ３６０万円以下	給与の収入金額×３０％＋ ８万円
３６０万円超 ～ ６６０万円以下	給与の収入金額×２０％＋ ４４万円
６６０万円超 ～ ８５０万円以下	給与の収入金額×１０％＋１１０万円
８５０万円超	１９５万円

（２）公的年金の場合（収入金額－公的年金等控除額）

受給者の年齢	年金収入の年額	控 除 額
６５歳以上	～ ３３０万円未満	１１０万円
	３３０万円以上～ ４１０万円未満	年金の収入金額×２５％＋ ２７万５千円
	４１０万円以上～ ７７０万円未満	年金の収入金額×１５％＋ ６８万５千円
	７７０万円以上～１，０００万円未満	年金の収入金額× ５％＋１４５万５千円
	１，０００万円以上	１９５万５千円
６５歳未満	～ １３０万円未満	６０万円
	１３０万円以上～ ４１０万円未満	年金の収入金額×２５％＋ ２７万５千円
	４１０万円以上～ ７７０万円未満	年金の収入金額×１５％＋ ６８万５千円
	７７０万円以上～１，０００万円未満	年金の収入金額× ５％＋１４５万５千円
	１，０００万円以上	１９５万５千円

（※）公的年金等収入以外の所得金額が１，０００万円超の場合、以下のとおり控除額が引き下げられます。

- ・他の所得が１，０００万円超２，０００万円以下の場合・・・１０万円
- ・他の所得が２，０００万円超の場合・・・２０万円

主な所得控除

項目	控除額
① 雑 損 控 除	次の①もしくは②のいずれか多い金額 ① $\left(\text{損失額} - \text{保険等により補填された金額} \right) - \left(\text{総所得金額等} \times 10\% \right)$ ② $\text{災害関連支出（※）} - 5\text{万円}$ （※）災害などにより損壊した資産の取り壊しや災害のやんだ日の翌日から１年以内に支出した原状回復などのための費用をいいます。
② 医 療 費 控 除	$\left(\text{実際に払った医療費} - \text{保険等により補填された金額} \right) - \left(\text{「１０万円」又は「所得金額×５％」のいずれか低い額} \right)$ （※）控除限度額 ２００万円

③スイッチOTC薬控除 (医療費控除の特例)	特定一般用 医薬品等購入費 - 保険等により 補填された金額 - 12,000 円 (※)控除限度額8万8千円 (※)特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることはできません。																				
④社会保険料控除	支払った金額又は給与から控除される金額																				
⑤小規模企業共済 等掛金控除	支払った金額																				
⑥生命保険料控除	(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約 <table> <tr> <th>支払った保険料</th><th>控除額</th></tr> <tr> <td>12,000 円以下</td><td>支払った金額</td></tr> <tr> <td>12,000 円超 ～32,000 円以下</td><td>(支払った金額×1/2) + 6,000 円</td></tr> <tr> <td>32,000 円超 ～56,000 円以下</td><td>(支払った金額×1/4) + 14,000 円</td></tr> <tr> <td>56,000 円超</td><td>28,000 円</td></tr> </table> (※)①一般生命保険料控除(遺族保障等)②介護医療保険料控除(介護保障、医療保障)③個人年金保険料控除(老後保障)は、それぞれ28,000 円が上限となります。 (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約 <table> <tr> <th>支払った保険料</th><th>控除額</th></tr> <tr> <td>15,000 円以下</td><td>支払った金額</td></tr> <tr> <td>15,000 円を超え 40,000 円以下</td><td>(支払った金額×1/2) + 7,500 円</td></tr> <tr> <td>40,000 円を超え 70,000 円以下</td><td>(支払った金額×1/4) + 17,500 円</td></tr> <tr> <td>70,000 円超</td><td>35,000 円</td></tr> </table> (※)①一般生命保険料控除(遺族保障、介護保障、医療保障等)②個人年金保険料控除(老後保障)それぞれ35,000 円が上限となります。 (※)(1)①と(2)①の合計、(1)③と(2)②の合計について、それぞれ28,000 円が上限となります。 (※)(1)(2)全体で、70,000 円が上限となります。	支払った保険料	控除額	12,000 円以下	支払った金額	12,000 円超 ～32,000 円以下	(支払った金額×1/2) + 6,000 円	32,000 円超 ～56,000 円以下	(支払った金額×1/4) + 14,000 円	56,000 円超	28,000 円	支払った保険料	控除額	15,000 円以下	支払った金額	15,000 円を超え 40,000 円以下	(支払った金額×1/2) + 7,500 円	40,000 円を超え 70,000 円以下	(支払った金額×1/4) + 17,500 円	70,000 円超	35,000 円
支払った保険料	控除額																				
12,000 円以下	支払った金額																				
12,000 円超 ～32,000 円以下	(支払った金額×1/2) + 6,000 円																				
32,000 円超 ～56,000 円以下	(支払った金額×1/4) + 14,000 円																				
56,000 円超	28,000 円																				
支払った保険料	控除額																				
15,000 円以下	支払った金額																				
15,000 円を超え 40,000 円以下	(支払った金額×1/2) + 7,500 円																				
40,000 円を超え 70,000 円以下	(支払った金額×1/4) + 17,500 円																				
70,000 円超	35,000 円																				
⑦地震保険料控除	支払った保険料の1/2の額 (※)控除限度額 25,000 円 <損害保険料控除廃止にかかる経過措置> 損害保険契約のうち、平成18年末までに締結した長期損害保険(契約期間10年以上)に係る保険料については、最高10,000 円まで控除できます(地震保険料と同一の契約の場合、同時に適用を受けることはできません。また、地震保険料控除と合わせた控除額の上限は25,000 円です)。																				
⑧ 障 害 者 控 除	26万円 (特別障害者は30万円、同居の特別障害者は53万円)																				
⑨ 寡 婦 控 除	26万円 (※)前年の合計所得金額が500万円以下であることなどの要件があります。																				

⑩ ひとり親控除	30万円 (※)前年の合計所得金額が500万円以下であることなどの要件があります。			
⑪ 勤労学生控除	26万円			
⑫ 配偶者控除	納税義務者本人の所得額と控除額			
	納税義務者本人の 合計所得金額(※1)	控除対象配偶者に該当する配偶者の年齢		
		70歳未満	70歳以上	
	900万円以下	33万円	38万円	
	900万円を超え950万円以下	22万円	26万円	
	950万円を超え1,000万円以下	11万円	13万円	
(※1)控除対象配偶者(※2)を有する納税義務者の前年の合計所得金額 (※2)控除対象配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が58万円以下の者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者の配偶者をいいます。				
⑬ 配偶者特別控除	納税義務者の合計所得金額と控除額			
	配偶者の 合計所得金額	納税義務者(※1)の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超	適用外		
	(※1)自己と生計を一にする配偶者で、控除対象配偶者に該当しないものを有する納税義務者 (※2)1万円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額			
⑭ 扶養控除	控除対象扶養親族(※)1人につき33万円 ただし、 ○扶養親族が19歳以上23歳未満の場合……………最高45万円 ○扶養親族が70歳以上の場合……………38万円 ○扶養親族が同居の70歳以上の直系尊属の場合……………45万円			
	(※)扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいいます。			

⑮ 基礎控除	納税義務者の合計所得金額に応じて、次の金額を控除します。	
	納税義務者 合計所得金額	控除額
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円を超え2,450万円以下	29万円
	2,450万円を超え2,500万円以下	15万円

主な税額控除

(1) 調整控除^(※1)

平成19年度税源移譲を実施するに当たり、所得税と住民税の人的控除額（基礎控除など）の差額による負担増が生じないように、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、所得割額から一定の額を減額する措置が設けられました。

具体的には、次の額を、所得割額から控除します。

合計課税所得金額 ^(※2) が 200万円以下の場合	次の（ア）、（イ）のいずれか少ない金額の5% ^(※3) （ア）人的控除額の差の合計額 （イ）合計課税所得金額
合計課税所得金額 ^(※2) が 200万円超の場合 ^(※4)	$\left(\begin{array}{ c } \hline \text{人的控除の} \\ \text{差の合計額} \\ \hline \end{array} - \left(\begin{array}{ c } \hline \text{合計課税} \\ \text{所得金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline 200 \text{ 万円} \\ \hline \end{array} \right) \right) \times \begin{array}{ c } \hline 5\% \text{ (※3)} \\ \hline \end{array}$

(※1) 合計所得金額が2,500万円以下の納税義務者が対象です。

(※2) 合計課税所得金額とは、所得控除後の課税所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得の合計（分離課税分を除く。）をいいます。

(※3) 県民税2%、市町村民税3%（千葉市に住所を有する場合：県民税1%、市町村民税4%）

(※4) この金額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。

(2) 寄附金控除

① 控除対象となる寄附金

ア) 都道府県・市町村に対する寄附金（ふるさと納税）

イ) 日本赤十字社千葉県支部に対する寄附金

ウ) 千葉県共同募金会に対する寄附金

エ) 所得税の寄附金控除の対象となるもののうち、次のいずれかに該当するもの

1. 県内に主たる事務所（事業所）を有する法人・団体に対する寄附金

（例：県内に本部のある社会福祉法人、学校法人、公益社団・財団法人に対する寄附金）

2. 県外に主たる事務所（事業所）を有する法人で、県内に学校等の校舎・

園舎を有する法人又は県内で社会福祉事業を実施する法人に対する寄附金

（例：県外に本部があるものの、県内で学校や社会福祉施設を運営する法人に対する寄附金）

オ) 認定NPO法人（県内に主たる事務所を有するものに限る。）に対する寄附金

② 控除額

○ 基本控除

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{控除対象となる寄附金} \\ \text{(上記①ア～オ)の合計額 (※1・2)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline 2,000 \text{ 円} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline 10\% \text{ (※3)} \\ \hline \end{array}$$

- (※1)控除対象となる寄附金（上記①ア～オ）の合計額が総所得金額の30%を超える場合には、寄附金額の代わりに、総所得金額の30%相当額が計算対象となります。
- (※2)エ、オは、県の条例で指定された県民税の寄附金控除対象です。お住まいの市町村の条例によって、市町村民税の寄附金控除対象にも指定されている場合には10%の控除となりますが、指定されていない場合には、県民税分のみの4%の控除となる場合があります。
- (※3)県民税4%、市町村民税6%（千葉市に住所を有する場合：県民税2%、市町村民税8%）

○特例控除（上記①ア）の「ふるさと納税」に該当する場合）

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{控除対象となる寄附金} \\ \text{（上記①ア）の合計額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline 2,000 \text{ 円} \\ \hline \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{|c|} \hline 100\% \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline 10\% \\ \text{（基本分）} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税の税率} \\ \hline \end{array} \right)$$

- (※)特例控除の額の上限は、平成28年度個人住民税の控除分から、県民税・市町村民税所得割の額の20%となりました。
- (※)特例控除の額の上限は、令和10年度個人住民税の控除分（令和9年寄附分）から、県民税・市町村民税所得割の額の20%又は193万円のいずれか低い金額となります。

ふるさと納税ワンストップ特例制度

都道府県・市町村に寄附（ふるさと納税）をした個人のうち、一定の要件を満たす寄附者が、寄附先の各自治体に申告特例の適用に関する申請書を提出した場合には、確定申告書の提出がなくても寄附金控除を受けられることとなりました。

(※)申告特例の適用を受けることができる寄附者の要件
（以下のすべてを満たす場合）

- ① 確定申告又は住民税の申告を要しない者であること
- ② 寄附先の自治体数が5団体以内であること



（３）住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税の住宅借入金等特別控除の適用者（平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和12年12月末までの入居者に限る。）のうち、所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額がある場合は、下表の金額を限度に個人住民税からも税額控除されます。

入居開始年月	控除限度額
平成21年1月1日～平成26年3月31日	所得税の課税総所得金額×5% （最高9.75万円）
平成26年4月1日～令和3年12月31日	所得税の課税総所得金額×7% （最高13.65万円）
令和4年1月1日～令和12年12月31日	所得税の課税総所得金額×5% （最高9.75万円）

具 体 例

○サラリーマン A さん家族の場合

家族構成：夫婦子供 2 人（妻・無職、長女・高校 2 年、長男・中学 1 年）

前年の収入 700 万円、社会保険料 80 万円、一般生命保険料（平成 24 年契約）10 万円

	項目	金額	算定式																
A	前年の収入	7,000,000 円																	
B	給与所得控除	1,800,000 円	$A \times 10\% + 1,100,000$ 円																
C	所得控除	1,918,000 円	≪内訳≫ (1) 基礎控除 430,000 円 (2) 配偶者控除 330,000 円 (3) 扶養控除 330,000 円（長女 33 万円、長男 0 円） (4) 社会保険料控除 800,000 円 (5) 生命保険料控除 28,000 円																
D	課税所得	3,282,000 円	$A - B - C$																
E	住民税	330,600 円	≪内訳≫ <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>県民税</th><th>市町村民税</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割</td><td>1,000 円</td><td>3,000 円</td><td>4,000 円</td></tr> <tr> <td>所得割</td><td>130,200 円</td><td>195,400 円</td><td>325,600 円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>131,700 円</td><td>198,900 円</td><td>330,600 円</td></tr> </tbody> </table> ※所得割 = 課税所得 D × 税率 - 調整控除額※		県民税	市町村民税	合計	均等割	1,000 円	3,000 円	4,000 円	所得割	130,200 円	195,400 円	325,600 円	合計	131,700 円	198,900 円	330,600 円
	県民税	市町村民税	合計																
均等割	1,000 円	3,000 円	4,000 円																
所得割	130,200 円	195,400 円	325,600 円																
合計	131,700 円	198,900 円	330,600 円																
	※調整控除額		○（人的控除額の差額 150,000 円 $- (D - 2,000,000 \text{ 円}) \times 5\% = -56,600 \text{ 円}$ 2,500 円未満となるため、調整控除額は 2,500 円 （県民税 1,000 円、市町村民税 1,500 円） （参考）所得税と住民税の人的控除額の差額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得控除</th><th>所得税</th><th>住民税</th><th>差 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除</td><td>38 万円</td><td>33 万円</td><td>5 万円</td></tr> <tr> <td>扶 養 控 除(一般)</td><td>38 万円</td><td>33 万円</td><td>5 万円</td></tr> <tr> <td>基 礎 控 除</td><td>48 万円</td><td>43 万円</td><td>5 万円</td></tr> </tbody> </table>	所得控除	所得税	住民税	差 額	配偶者控除	38 万円	33 万円	5 万円	扶 養 控 除(一般)	38 万円	33 万円	5 万円	基 礎 控 除	48 万円	43 万円	5 万円
所得控除	所得税	住民税	差 額																
配偶者控除	38 万円	33 万円	5 万円																
扶 養 控 除(一般)	38 万円	33 万円	5 万円																
基 礎 控 除	48 万円	43 万円	5 万円																

(※)住民税は前年の所得に対して課されます。

配偶者のパート収入の取扱い

パートやアルバイトをして得た収入は、通常、給与所得となり、住民税や所得税は、次表のように課税されます。表は、扶養親族のないパート所得者の場合です。

なお、内職などの収入については、必要経費を差し引いた残りが事業所得又は雑所得となりますが、一定の要件に当てはまる場合には、この必要経費として最低 65 万円（収入金額が限度です。）を差し引くことができますので、取扱いはパート収入とほぼ同じになります。

パート収入 (給与収入)	住民税		所得税	配偶者控除の有無	
	所得割	均等割		住民税	所得税
103 万円以下	×	×	×	○	○
103 万円超 110 万円以下	×	△	×	○	○
110 万円超 123 万円以下	○	○	×	○	○
123 万円超 160 万円以下	○	○	×	×	×
160 万円超	○	○	○	×	×
凡 例	○…かかる ×…かからない △…市町村によりかかる場合と かからない場合があります ^(※1)			○…受けられる ×…受けられない	

(※1) お住まいの市町村によって均等割額が非課税となる所得金額が異なります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

(※) 配偶者特別控除に関しては、配偶者の給与収入が 123 万円超 201 万 6 千円未満の場合に受けることができます。

(※) 所得税は年度中に制度が変わる場合がありますので詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。

申告と納税

賦課・徴収事務は、市町村民税と併せて市町村が行い、その後県に払い込まれます。

(1) 申告

前年 1 年間の所得について、**毎年 3 月 15 日までに**賦課期日（1 月 1 日）現在の住所地の市町村に申告します。なお、所得税の確定申告書を提出した人は、住民税の申告書の提出は必要ありません。ただし、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項を必ず記載してください。

給与所得又は公的年金等による所得のみの方で、雑損控除、寄附金控除、純損失もしくは雑損失の控除などを受けない方は申告書を提出する必要はありません。

(2) 納税

区分	対象となる方	説明
普通徴収	給与所得者以外の所得者	市町村から送付される納税通知書に基づき、6・8・10・翌年 1 月（市町村により異なる場合があります。）の 4 回に分けて納めます。
特別徴収	給与所得者	原則として給与支払者が 6 月から翌年の 5 月までの 12 回に分けて毎月の給与から差し引いて納めます。

なお、特別徴収となる公的年金受給者については、公的年金の支払いをする者が、公的年金から差し引いて納めます。

千葉県と県内すべての市町村では、個人住民税の特別徴収（給与天引き）を推進しています。事業主の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

森林環境税（国税）

○納税義務者・・・県内に住所を有する個人

○賦課徴収・・・個人の市町村民税及び個人の県民税の均等割の例により、それらと併せて市町村が行います。

○納める額・・・1,000円



法人の県民税

会社（法人）は、個人と同様に法律上の権利・義務を持ち、さまざまな活動を行っており、多くの行政サービスを受けています。そこで、県内に事務所又は事業所を持つ法人に対しては、その経費を負担してもらうために法人の県民税が課されています。

納める人

○県内に事務所又は事業所を有する法人……………均等割と法人税割

○県内に事務所又は事業所はないが、
寮、宿泊所、集会所、保養所などを有する法人……………均等割のみ

- ・均等割は、法人の所得の有無にかかわらず、資本金等の額によって一律に課されます。法人税割は法人税額に一定の税率を乗じて課されます。
- ・事務所又は事業所とは、事業の必要から設けられた人的・物的設備で、事業を行う法人自身が所有しているか否かは問いません。
- ・独身寮や社員住宅等の特定の従業員のための施設は寮等に該当せず、課税されません。

納める額

（１）均等割

区 分	税 率
資本金等の額が 1,000 万円以下の法人、公共法人・公益法人等	年額 2万円
資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	年額 5万円
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	年額 13万円
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	年額 54万円
資本金等の額が 50 億円を超える法人	年額 80万円

(※) 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額をいいます。ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、無償増減資等の金額を加減算した調整後の金額となります。なお、当該資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合は、資本金と資本準備金の合算額が均等割の税率区分の基準となります。

(2) 法人税割

区 分	税 率 (A)	税 率 (B)
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人及び法人課税信託に係る受託法人	法人税額 × 4.0%	法人税額 × 1.8%
法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人（法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）	法人税額 × 4.0%	法人税額 × 1.8%
上記のいずれにも該当しない法人	法人税額 × 3.2%	法人税額 × 1.0%

(A)・・・平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用

(B)・・・令和元年10月1日以後に開始する事業年度に適用

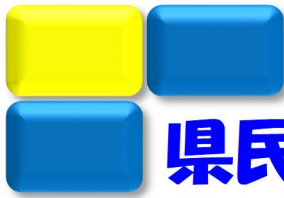
申告と納税

(1) 中間申告

事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に申告書を提出して納税することになっています。

(2) 確定申告

事業年度終了の日から2か月以内に申告書を提出して納税することになっています。



県民税利子割

県民税利子割は、銀行や郵便局などの金融機関等から預貯金などの利子等の支払を受ける際に課されます。

納める人

金融機関などから利子等の支払を受ける人^(※1・2)
(金融機関などが利子等の支払の際に徴収し、納めます。)

(※1)平成28年1月1日以後に支払を受ける利子等に係る利子割については、利子等の支払を受ける法人が除外され、利子等の支払を受ける個人に限定されます。

(※2)平成28年1月1日以後に支払を受ける特定公社債等の利子については、これまでの利子割から配当割の課税対象へ変更となります。

納める額

支払を受けるべき利子等の額の20.315% (県税+国税の合計)

県税 (県民税利子割)	5%
国税 (所得税+復興特別所得税)	15.315%

申告と納税

金融機関などが毎月分を翌月の10日までに申告し、納めます。

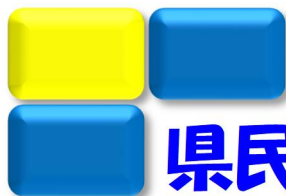
非課税

次のようなものについては、利子等に係る県民税は非課税となります。

- ・ 障害者等の利子非課税制度に係るもの
- ・ 財形住宅・年金貯蓄の利子等
- ・ 所得税法等において非課税とされる利子等
当座預金の利子、納税準備預金の利子、納税貯蓄組合預金の利子等

市町村への交付

県に納められた県民税利子割のうち、個人に係る部分の59.4%は県内の市町村に交付されます。



県民税配当割

県民税配当割は、上場株式などの配当等について、その支払の際に課されます。

納める人

株式会社などから配当等の支払を受ける個人で、支払を受けるべき日（源泉徴収選択口座内配当等については、支払を受けるべき日の属する年の1月1日）現在において県内に住所を有する人

（株式会社などが配当等の支払の際に徴収し、納めます。）

納める額

支払を受けるべき配当等の額の20.315%（県税＋国税の合計）

県税 （県民税配当割）	5%
国税 （所得税＋復興特別所得税）	15.315%

申告と納税

株主に配当をする株式会社などが配当支払月の翌月の10日（源泉徴収選択口座内配当等については、その徴収の日の属する年の翌年1月10日）までに申告し、納めます。

市町村への交付

県に納められた県民税配当割のうち、59.4%は県内の市町村に交付されます。



県民税株式等譲渡所得割

県民税株式等譲渡所得割は、「源泉徴収有り」を選択した特定口座内での上場株式等の譲渡の対価などについて課されます。

納める人

証券会社などから株式等の譲渡の対価などの支払を受ける個人で、支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する人
(証券会社などが株式等の譲渡の対価などの支払の際に徴収し、納めます。)

納める額

支払を受けるべき株式等の譲渡の対価などの額の20.315% (県税+国税の合計)

県税 (県民税株式等譲渡所得割)	5%
国税 (所得税+復興特別所得税)	15.315%

申告と納税

特定口座内の年間の損益を通算し、証券会社などが年間分を一括して翌年の1月10日(年の中途において源泉徴収口座の廃止届出書の提出等があった場合には、当該提出等があった日の属する月の翌月10日)までに申告し、納めます。

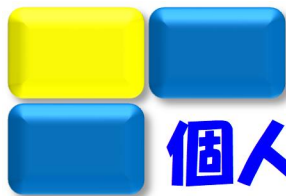
市町村への交付

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち、59.4%は県内の市町村に交付されます。

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置 (通称「NISA」)

- ・非課税口座を開設して、上場株式等に対して新規投資を行った場合、投資額毎年360万円を上限として、これにかかる非課税口座内の配当や譲渡益を非課税とする制度です。
- ・当該非課税措置に係る配当については、県民税配当割が非課税となるほか、当該非課税措置に係る譲渡益は、「源泉徴収有り」を選択した特定口座内の譲渡益に該当しないため、県民税株式等譲渡所得割の課税対象ではありません。

※NISA 制度(旧制度)は時限的な制度として平成26年4月に始まり、投資額毎年120万円を上限として、これにかかる非課税口座内の配当や譲渡益を最長5年間非課税とする制度でしたが、令和5年12月末をもって終了しました。令和6年1月からは、新しいNISA 制度に移行し、制度の恒久化に伴い非課税期間が無期限となるほか、毎年の投資額の上限が拡大されるなど、制度が大幅に拡充されました。



個人の事業税

個人で事業（収益活動）を行っている方も、事業を行う際にさまざまな行政サービスを利用していることから、これらの経費の一部を負担してもらう必要があります。そこで、県内に事務所又は事業所を有し、法律に定める業種（第1種～第3種事業）の事業を営んでいる方に、前年の事業による所得を基準として個人の事業税が課されます。

納める人

第1種事業	物品販売業、製造業、請負業、不動産貸付業など……37業種
第2種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業………3業種
第3種事業	医業、弁護士業、コンサルタント業、理容業など……30業種

納める額

税額の計算方法を算式で表すと、次のようになります。

$$\begin{array}{c} \text{課税所得金額} \\ \text{（前年の事業所得金額※1）－繰越控除等※2）－事業主控除額※3）} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{税率} \\ \text{（下記）} \end{array} = \text{税額}$$

（※1）事業所得金額の算定にあたっては、所得税の青色申告特別控除の適用はありません。

（※2）損失等の繰越控除の額は、事業税と所得税で一致しない場合があります。

（※3）事業主控除額は年290万円（事業を行った期間が1年未満の場合は月割計算）です。

業種	税率
第1種事業	課税所得金額× 5%
第2種事業	課税所得金額× 4%
第3種事業	課税所得金額× 5% （あんま、マッサージ業などは課税所得金額×3%）

申告と納税

（1）申告

前年1年間の事業による所得について3月15日までに申告します。年の中途で事業を廃止した人は、廃止の日から1か月以内（死亡により事業を廃止したときは4か月以内）に申告します。

（※）所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出した人は、個人の事業税の申告をしたものとみなされますので、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。

(2) 納税

県税事務所から送付される納税通知書により、原則として8月と11月の2回に分けて納めます（中途廃業者等は除きます）。なお、税額が1万円以下の場合は8月に一括して納めます。

○個人の事業の開始等の報告書

新規に個人で事業を開始した場合や県内に事務所又は事業所を新しく設けた場合は「個人の事業の開始等の報告書」を1か月以内に所管の県税事務所に提出してください。

郵送又はちば電子申請サービスでの提出が可能です。

○預金口座振替納税制度

個人の事業税の納税には、預金口座振替納税制度を利用されると便利です。

これは電気料金、ガス料金などと同じように、皆さんが指定した金融機関の預金口座から自動的に振り替えて納税するものです。

ご希望の方は、申込用紙（県税事務所、金融機関の一部に備えています。）に必要事項を記入して、預金通帳ご使用印を押印の上、県税事務所へ提出してください。

パソコン・スマートフォン・タブレット端末からインターネットを利用して、口座振替・自動払込のお申込みが可能です。

詳しくは、「千葉県 Web 口座振替受付サービス」で検索いただくか、以下の URL 又は QR コードにより千葉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suitou/webkoufuri.html>





法人の事業税

会社(法人)が事業を行う場合には、公道や港湾などの公共施設を利用してさまざまな行政サービスを受けています。そこで、県内に事務所等を有する法人にその行政サービスに係る経費の一部をその所得等に応じて負担してもらうために法人の事業税が課されます。

納める人

○県内に事務所又は事業所を有する法人

○人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業を行うもの

非課税

次の事業には課税されません。

- ・林業、鉱物の掘採事業
- ・農地所有適格法人たる農事組合法人の行う農業

申告と納税

(1) 中間申告

事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に申告書を提出して納税することになっています。

(2) 確定申告

事業年度終了の日から2か月以内に申告書を提出して納税することになっています。
(申告期限の延長が認められる場合もあります。)

納める額

課税標準に次のページ以降の表の法人の区分に応じた税率を乗じた金額です。

(1) 課税標準

- ・所得割＝所得金額（地方税法等で特別の定めをしている場合を除き、法人税の計算の例による金額）
- ・付加価値割＝収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）±単年度損益
- ・資本割＝各事業年度終了の日における資本金等の額
- ・収入割＝収入金額から国又は地方公共団体から受けるべき補助金等を控除した金額

(2) 税率

①収入金課税事業以外の場合（電気供給業、ガス供給業及び保険業以外の場合）

法人の区分	課税標準		税率 (A)	税率 (B)	税率 (C)
ア 普通法人、 公益法人等 人格のない 社団等 (イ、ウを除く)	所得割	所得のうち年 400 万円以下の金額	3.4%	3.5%	3.5%
		所得のうち年 400 万円を超え 800 万円以下の金額	5.1%	5.3%	5.3%
		所得のうち年 800 万円を超える金額	6.7%	7.0%	7.0%
		本県と他の 2 以上の都道府県とに おいて事務所等を設けて事業を行う 法人で、資本金の額又は出資金の額 が 1,000 万円以上のもの	6.7%	7.0%	7.0%
イ 外形標準課税 法人 (※1)	所得割	所得のうち年 400 万円以下の金額	0.3%	0.4%	1.0%
		所得のうち年 400 万円を超え 800 万円以下の金額	0.5%	0.7%	
		所得のうち年 800 万円を超える金額	0.7%	1.0%	
		本県と他の 2 以上の都道府県とに おいて事務所等を設けて事業を行う 法人で、資本金の額又は出資金の額 が 1,000 万円以上のもの	0.7%	1.0%	
	付加価値割		1.2%	1.2%	1.2%
	資本割		0.5%	0.5%	0.5%
ウ 特別法人 (※2)	所得割	所得のうち年 400 万円以下の金額	3.4%	3.5%	3.5%
		所得のうち年 400 万円を超える 金額	4.6%	4.9%	4.9%
		本県と他の 2 以上の都道府県とに おいて事務所等を設けて事業を行う 法人で、資本金の額又は出資金の額 が 1,000 万円以上のもの	4.6%	4.9%	4.9%

(A)・・・平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用

(B)・・・令和元年10月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度に適用

(C)・・・令和4年4月1日以後に開始する事業年度に適用

上記の所得金額の区分は、事業年度が1年の場合です。1年未満の場合は、月割り計算をします。

※1 以下のいずれかの条件を満たす法人。（公共法人・公益法人及び特別法人等を除く）

- ・資本金が1億円を超える法人
- ・前事業年度に外形標準課税法人であって、当該事業年度末日における資本金の額が1億円以下であり、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える法人（令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用）
- ・当該事業年度末日における資本金の額が1億円以下であり、特定法人との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人又は100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超える法人（令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

なお、特定法人とは、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人（地方税法第72条の2第1項第1号ロに掲げる法人を除く）及び保険業法に規定する相互会社（外国相互会社を含む）。

※2 第72条の24の7第7項各号に掲げる協同組合等及び医療法人

②収入金課税事業の場合（電気供給業、ガス供給業及び保険業の場合）

○電気供給業のうち発電・小売電気事業(※1)

法人の区分	課税標準	税率（A）	税率（B）
資本金1億円超の普通法人	収入割	1.0%	0.75%
	付加価値割	—	0.37%
	資本割	—	0.15%
資本金1億円以下の普通法人等	収入割	1.0%	0.75%
	所得割	—	1.85%

(※1) 令和4年4月1日以後に終了する事業年度から「特定卸供給事業」が追加

(A)・・・令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度に適用

(B)・・・令和2年4月1日以後に開始する事業年度に適用

○電気供給業のうち送配電事業(※2)及び保険業

課税標準	税率（A）	税率（B）
収入割	0.9%	1.0%

(※2) 令和4年4月1日以後に終了する事業年度から「配電事業」が追加

(A)・・・平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用

(B)・・・令和元年10月1日以後に開始する事業年度に適用

○ガス供給業

法人の区分	課税標準	税率（A）	税率（B）	税率（C）	税率（D）
特別一般ガス導管事業者の供給区域内でガス製造事業を行う事業者	収入割	0.9%	0.9%	1.0%	0.48%
	付加価値割	—	—	—	0.77%
	資本割	—	—	—	0.32%
上記以外のガス製造事業者	収入割	0.9%	0.9%	1.0%	(※3)

旧一般ガスみなしガス小売事業者	収入割	0.9%	0.9%	1.0%	(※3)
一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者	収入割	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%
上記以外のガス供給業を行う事業者	収入割	0.9%	(※3)	(※3)	(※3)

(※3) 収入金課税事業以外の法人と同様の課税方式を適用（P23（2）①を参照）

(A)・・・平成26年10月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度に適用

(B)・・・平成30年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用

(C)・・・令和元年10月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度に適用

(D)・・・令和4年4月1日以後に開始する事業年度に適用

市町村への交付

県に納められた法人の事業税のうち、7.7%は県内の市町村に交付されます。

特別法人事業税（国税）

○納税義務者・・・法人の事業税の納税義務のある法人

○申告と納税・・・法人の事業税の申告と併せて県に申告納付します。

○課税標準・・・標準税率で計算された法人の事業税【所得割額・収入割額】の税額

○税率

課税標準	税率（A）	税率（B）	税率（C）
資本金1億円以下の普通法人等の所得割額	37%	37%	37%
外形標準課税適用法 ^(※1) 人の所得割額	260%	260%	260%
特別法人の所得割額	34.5%	34.5%	34.5%
電気供給業のうち発電・小売電気事業を行う法人の収入割額	30%	40%	40%
電気供給業のうち送配電事業及び保険業を行う法人の収入割額	30%	30%	30%
ガス供給業のうち特定ガス供給業を行う法人の収入割額			62.5%

(※1) 資本金の額（又は出資金の額）が1億円を超える普通法人

(A)・・・令和元年10月1日以後に開始する事業年度に適用

(B)・・・令和2年4月1日以後に開始する事業年度に適用

(C)・・・令和4年4月1日以後に開始する事業年度に適用

なお、令和4年度税制改正により、一般ガス供給業を行う法人は、普通法人等と同じ課税方式になりますので、税率が30%から37%へ変更となります。（外形標準課税法人の場合は、260%）

申告書発送の見直し

千葉県では、法人の県民税・法人の事業税及び特別法人事業税の申告書の事前送付を行っています。以下のとおり送付物を一部見直しました。

○送付内容	・納付書 ・税率表
○対象法人	eLTAX の利用届出を行った法人（※）。
○対象時期	令和5年4月1日以後に千葉県から送付する分から対象。 （例）令和5年4月決算法人の確定申告分 令和5年10月決算法人に係る予定申告分

（※）利用届出の提出時期や県税事務所の処理状況によっては、変更が間に合わない場合があります。

オフィスから！自宅から！
eLTAX で申告・納税！



eLTAX は地方公共団体が共同で運営するシステムであり、地方税の申告、申請、納税を、電子的な一つの窓口によりそれぞれの地方公共団体へオフィスや自宅から行うことができます。

確定申告書等の申告書はもちろん、設立届や異動届、申告期限の延長申請書等も利用できます。ぜひご利用下さい。

【地方税共通納税システムのご利用に関するご注意】

地方税共通納税システムの利用にあたっては、以下のお手続きが必要になる場合があります。

- eLTAX の利用届出（利用者 ID の取得）
- 県税の納付にあたってインターネットバンキングの契約もしくはダイレクト納付のために事前に口座の登録
- 電子署名のご用意

詳しくは eLTAX のホームページをご覧ください。

eLTAX 地方税ポータルシステム：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

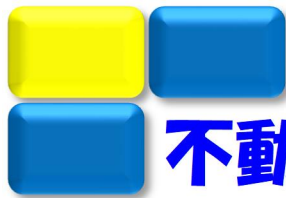
法人の設立等報告書

新規に法人などを設立した場合や、県内に事務所又は事業所を新しく設けた場合は「法人の設立等報告書」を1か月以内に所管の県税事務所に提出してください。（添付書類が必要となりますので、様式の裏面をご確認ください。）

※様式は下記 URL から取得してください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/tetsuzuki/houjin.html>





不動産取得税

不動産取得税は、有償・無償又は登記の有無を問わず、不動産（土地・家屋）を取得した場合に一度だけ課されるものです。

納める人

土地や家屋を売買、交換、贈与、建築（新築・増築・改築）などにより取得した人
(※)所有権の移転登記を行っていない場合も課税されます。

(※)相続や法人の合併又は一定の要件を満たす法人の分割により取得したときは、課税されません。

納める額

不動産の価格^(※1・2)×不動産の種類に応じた税率(下表参照)

不動産の取得時期	土地	家屋	
		住宅	その他
平成20年4月1日～令和9年3月31日	3%	3%	4%

(※1)不動産の価格は、原則として市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格ですが、新築住宅などで価格が登録されていない場合は、固定資産評価基準により評価した価格によります。

(※2)令和9年3月31日までに取得した宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地）については、価格が2分の1に軽減されます。

免税点

次の場合は、免税点により、不動産取得税は課税されません。

○令和8年4月1日以降の取得

- ・取得した土地の価格が16万円未満の場合
- ・家屋を建築したときの価格が66万円未満の場合
- ・家屋を売買・贈与などにより取得したときの価格が34万円未満の場合

○令和8年3月31日以前の取得

- ・取得した土地の価格が10万円未満の場合
- ・家屋を建築したときの価格が23万円未満の場合
- ・家屋を売買・贈与などにより取得したときの価格が12万円未満の場合

申告と納税

(1) 申告

不動産を取得した日から60日以内に申告書を提出します。

ただし、不動産を取得した日から60日以内に登記の申請を行った場合には、申告を行わなくとも差し支えありません。

不動産を取得して、登記の申請をしていない場合は、県税事務所まで申告をお願いします。

(2) 納税

県税事務所から送付される納税通知書により、定められた期限までに納めます。

(※)土地を取得した人が、取得した日から3年以内にその土地に次のページの「住宅に関する軽減」の要件を満たす住宅を新築する場合などには、申告により税金の徴収が猶予されます。

住宅に関する軽減

(1) 新築住宅

①控除される額

新築住宅については、一戸（一区画^(※1)）につき、1,200万円

（長期優良住宅^(※2)は1,300万円）が価格から控除されます

(※1)一区画とは、アパート、マンション等の独立的に区画された一の部分を行います。

(※2)長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日（平成21年6月4日）から令和13年3月31日までの間に取得された認定長期優良住宅に限ります。

②要件

○令和8年4月1日以降の取得

一戸（一区画）の床面積が40㎡以上240㎡以下のもの

○令和8年3月31日以前の取得

一戸（一区画）の床面積が50㎡（戸建以外の貸家住宅については40㎡）以上240㎡以下のもの

(2) 中古住宅

①控除される額

②の要件にあてはまる中古住宅については、その住宅が新築された時期に応じて、住宅の価格から一戸（一区画）につき、以下の表の控除額が控除されます。

新 築 年 月 日	控除額
平成 9 年4月1日～	1,200万円
平成 元 年4月1日～平成 9 年3月31日	1,000万円
昭和60年7月1日～平成 元 年3月31日	450万円
昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	420万円
昭和51年1月1日～昭和56年6月30日	350万円

(※)昭和50年12月31日以前の新耐震基準適合住宅の控除される額については、各県税事務所にお問い合わせください。

②要件

床 面 積	令和8年4月1日以降の取得：40㎡以上240㎡以下のもの 令和8年3月31日以前の取得：50㎡以上240㎡以下のもの
新築後の 経過年数等	以下のいずれかの要件を満たすこと ア 昭和57年1月1日以降に新築されたもの イ 新耐震基準に適合していることが証明されているもの （ただし、取得の日前2年以内に調査を行ったものに限る。）
居 住 要 件	取得した住宅に取得者が居住すること

(※)上記の軽減要件のうちア及びイの要件を満たさない中古住宅（平成26年4月1日以降に取得）についても、取得後6か月以内に耐震基準に適合するように改修を行ってその証明を受けたうえで入居した場合に、住宅に係る不動産取得税の軽減を受けられることがあります（この場合、平成30年3月31日以前に取得した敷地については、「土地についての軽減」の対象外です。）詳しくは各県税事務所にお問い合わせください。

土地に関する軽減

(1) 軽減される額

住宅の軽減要件に該当し、かつ、次表の要件のいずれかに該当する住宅の敷地については、次のいずれか**多い金額**が減額されます。

45,000円

又は

$$\boxed{\text{敷地 } 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの価格}^{(\ast 1)}} \times \boxed{\text{住宅の床面積の } 2 \text{ 倍} \\ (\text{1 戸につき } 200 \text{ m}^2 \text{ を限度})} \times \boxed{3\%}$$

(※1) 平成20年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得した宅地評価土地については、1 m²当たりの価格が、2分の1に相当する額になります。

(2) 軽減される要件

新築住宅用 敷 地	敷地を取得してから3年以内 ^(※1) に住宅を新築したとき。 (※1) 1棟が100区画以上の共同住宅等であって、やむを得ない事情がある場合に限り4年以内となります。 (※) 土地の取得者が住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は住宅の新築が土地の取得者からその土地を直接譲り受けた者により行われる場合に限りです。
	敷地の取得者が敷地を取得した日前1年以内にその敷地の上に、住宅を新築していたとき。
	新築後1年以内の未使用の住宅と併せてその敷地を取得したとき。
	新築後1年を超えた未使用の新築住宅（平成10年4月1日以後新築のものに限りです。）を取得し、取得者が居住する場合で、次の要件を満たすとき。 - 敷地と未使用の新築住宅を同時に取得したとき。 - 敷地を取得してから1年以内に新築住宅を取得したとき。 - 敷地を取得する日前1年以内に新築住宅を取得していたとき。
中古住宅用 敷 地	敷地と中古住宅を同時に取得したとき。
	敷地を取得してから1年以内に中古住宅を取得したとき。
	敷地を取得する日前1年以内に中古住宅を取得していたとき。



軽油引取税

軽油引取税は、バスやトラックなどの燃料である軽油の引取り等に対して課されるものです。

納める人

特約業者、元売業者から軽油を引取りした人（特約業者、元売業者を通じて納めます。）

○元売業者……………軽油を製造、輸入又は販売することを業とする者で、総務大臣が指定した業者

○特約業者……………元売業者と契約して軽油を販売することを業とする者で、都道府県知事の指定した業者

納める額

軽油 1 キロリットルにつき **15,000円**

(※) 令和8年度の税制改正により当分の間税率（旧暫定税率）は令和8年4月1日に廃止されました。なお、同日前の軽油の引取り等の行為に対する税率は1キロリットルにつき32,100円が適用されます。

申告と納税

特約業者又は元売業者が、軽油の納入地の所在する都道府県に、毎月分を翌月末日までに申告して納めます。

免 税

農業その他の特定の事業の用途等に使用するために行われる軽油の引取りについては、軽油の使用者からの申請により免税となります。

(※) 令和6年度の税制改正により免税軽油制度は令和9年3月31日まで延長されています。

免税の手続

県税事務所から免税軽油使用者証の交付を受ける。

- ① 免税軽油使用者証とともに免税証交付申請書を提出して、必要な数量の免税証の交付を受ける。
- ② 軽油を引き取る際に、販売業者に免税証を提出する。

政令指定都市への交付

県に納められた軽油引取税の90%相当額に県内の国・県道に占める千葉市内の国・県道の面積の割合を乗じて得た額が、千葉市に交付されます。

その他の軽油引取税

次のようなときにも軽油引取税が課されます。これらの場合には、その行為をした人が、その行為の翌月末日(免税軽油の譲渡及び用途外消費の場合は、30日以内、輸入の場合は、輸入のとき)までに、都道府県に申告して納めます。

- 特約業者又は元売業者が、灯油や重油などを自動車の燃料として販売した場合
- 特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者が、
 - ・軽油に灯油や重油などを混和して販売した場合
 - ・灯油と重油などを混和して製造した軽油を販売した場合
 - ・灯油や重油などを自動車の燃料として販売した場合
- 特約業者及び元売業者以外の者が、軽油を製造し、消費又は譲渡した場合
- 自動車の所有者が、灯油や重油などを自動車の燃料として消費した場合
- 免税軽油使用者が、免税軽油を譲渡又は用途外に消費した場合
- 特約業者及び元売業者以外の者が、軽油を輸入する場合

事前承認制度等

事前に県からの承認を受けずに次の行為をしたときは、法律により罰せられます。

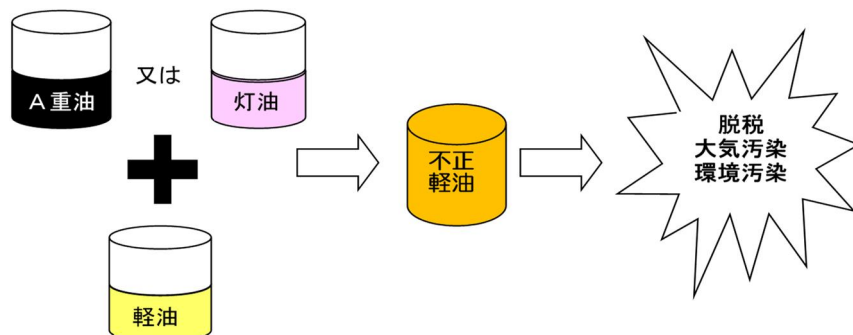
- 軽油に軽油以外の炭化水素油（灯油や重油など）を混和する行為
- 軽油を製造する行為
- 灯油や重油などを自動車の燃料として譲渡又は消費する行為

また、この承認を受けずに製造された軽油等と知りながら、その軽油等について運搬、保管、取得、あっせん及び原材料等を提供したときにも罰則の適用があります。

No! 不正軽油

不正軽油とは、灯油や重油等を原料として製造される軽油の模造品のことで、これを正規の軽油と偽って販売することにより、軽油引取税の脱税をしようとするものです。

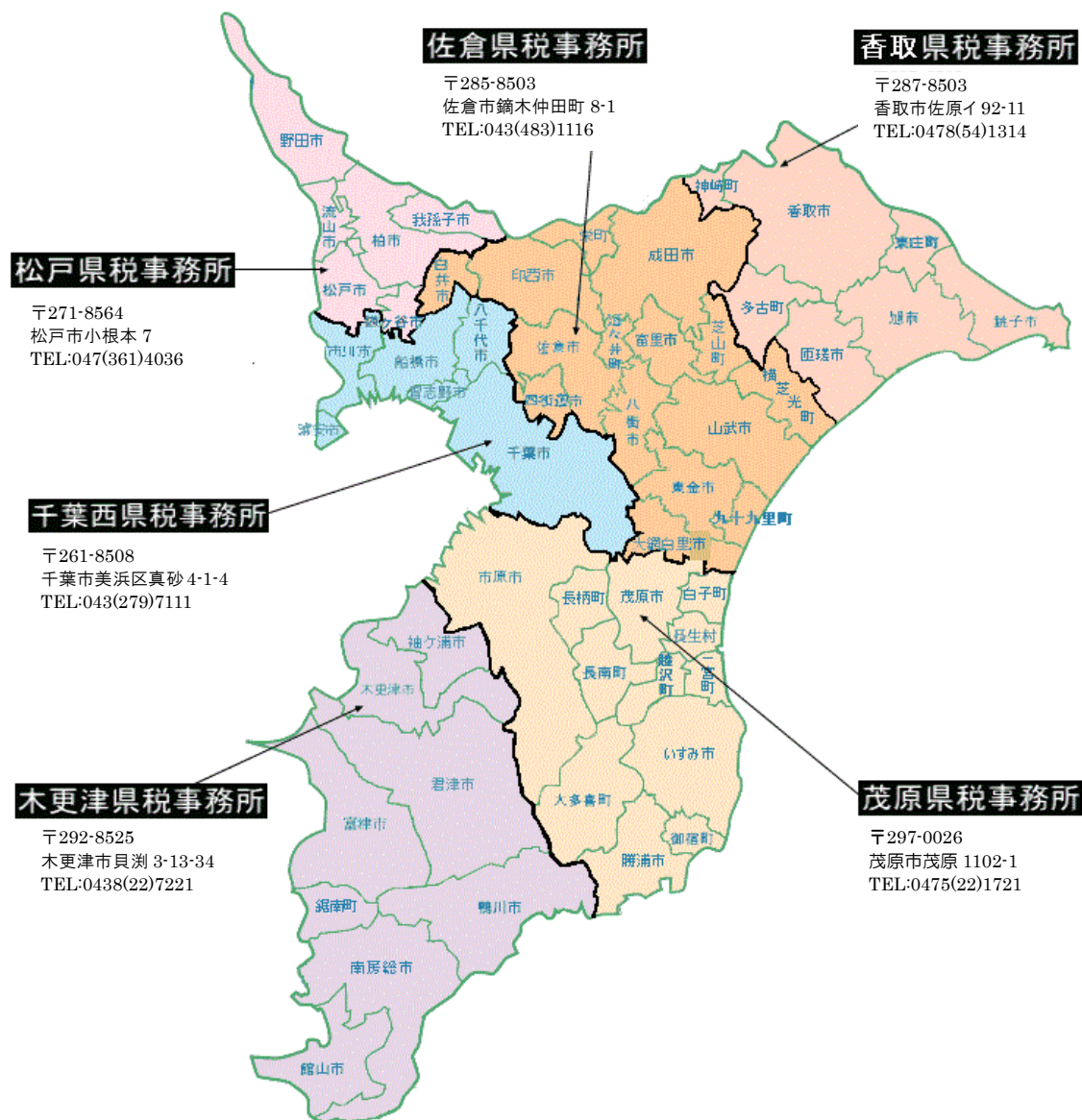
不正軽油は粗悪な燃料であることから、自動車の燃料として使用すると、自動車の故障の原因となるばかりか、排ガスによる大気汚染を引き起こします。千葉県では、不正軽油に対して積極的な取締りを実施するほか、「不正軽油を、買わない、売らない、使わない」をスローガンに、官民一体となって設置した「千葉県不正軽油防止対策協議会」により様々な取組みを実施し、その撲滅に取り組んでいます。



軽油引取税の所管地図

軽油引取税に係る事務は、県内6か所の県税事務所で行っています。ただし、免税軽油使用者証及び免税証の交付事務は47ページ記載の県税を所管する各県税事務所（支所を除く。）で取り扱います。

また、県税事務所では、不正軽油に関する情報を広く受け付けています。



軽油は県内で買ひしょう！

軽油引取税は、軽油を購入した販売店（納入地）の所在する県の収入になり、教育・福祉・道路整備などの費用に充てられます。





自動車税

自動車税は、財産税の一種で自動車の所有者又は使用者に課されます。
 なお、軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車・原動機付自転車には、自動車税は課されず、市町村で取り扱っている軽自動車税が課されます。

納める人

- 県内に主たる定置場を有する自動車の所有者
- 割賦販売などで所有権が売主に留保されている場合は買主（使用者）

納める額

自動車の種類、用途、排気量などの区分により年税額がそれぞれ決められています。
 主なものは、次のとおりです。

（１）乗用車

総 排 気 量	新車新規登録を受けた時期			
	令和元年 9 月 30 日以前		令和元年 10 月 1 日以降	
	自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車・燃料電池自動車	29,500	7,500	25,000	7,500
1.0L 以下	29,500	7,500	25,000	7,500
1.0L 超 1.5L 以下	34,500	8,500	30,500	8,500
1.5L 超 2.0L 以下	39,500	9,500	36,000	9,500
2.0L 超 2.5L 以下	45,000	13,800	43,500	13,800
2.5L 超 3.0L 以下	51,000	15,700	50,000	15,700
3.0L 超 3.5L 以下	58,000	17,900	57,000	17,900
3.5L 超 4.0L 以下	66,500	20,500	65,500	20,500
4.0L 超 4.5L 以下	76,500	23,600	75,500	23,600
4.5L 超 6.0L 以下	88,000	27,200	87,000	27,200
6.0L 超	111,000	40,700	110,000	40,700

(2) トラック・貨物兼乗用車（主なもの）

トラック（主なもの）			貨物兼乗用車（主なもの）			
最大積載量	年税額（円）		最大積載量	総排気量	年税額（円）	
	自家用	営業用			自家用	営業用
1 トン以下	8,000	6,500	1 トン以下	1.0L 以下	13,200	10,200
1 トン超 2 トン以下	11,500	9,000		1.0L 超 1.5L 以下	14,300	11,200
2 トン超 3 トン以下	16,000	12,000		1.5L 超	16,000	12,800
3 トン超 4 トン以下	20,500	15,000	1 トン超 2 トン以下	1.0L 以下	16,700	12,700
4 トン超 5 トン以下	25,500	18,500		1.0L 超 1.5L 以下	17,800	13,700
5 トン超 6 トン以下	30,000	22,000		1.5L 超	19,500	15,300

(※) 貨物兼乗用車とは最大乗車定員が4人以上のトラックをいう。

身体障害者等の減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で障害の程度が一定級以上の方（入院している方を除く）が所有する自動車や、障害者の方と生計を一にするご家族が所有する自動車で、もっぱら障害者の方のために使用する自動車、身体障害者などの方が利用するために構造を変更した自動車については、申請により自動車税の減免が受けられます。

詳しくは自動車税事務所（043-243-2721）にお問い合わせください。

申告と納税

(1) 申 告

自動車の購入、廃車、登録事項の変更などをしたときは、その日から7日以内に申告書を提出します。

(2) 納 税

賦課期日（4月1日午前0時）現在に自動車を所有又は使用している人は、自動車税事務所から送付される納税通知書により**5月中**に納めます。なお、賦課期日後に新規登録をした場合^(※1)は、登録のときに申告し、月割りで納めます。

(※1) 月割課税の場合の税額

$$\boxed{\text{年税額}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{登録月の翌月から} \\ \text{3月までの月数} \end{array}} \div \boxed{12}$$

税金の還付

自動車税は、4月1日現在で自動車を所有又は使用している人に課されますので、年度中に廃車した場合は、月割りにより税金が還付されます。

ただし、県内・県外を問わず、移転登録の場合は、前の所有者がその年度1年分の自動車税を納める義務がありますので、還付されません。新所有者には翌年度から課税されます。

グリーン化税制

(1) 燃費性能が優れた自動車

燃費性能等が優れた一定の要件を満たす自動車については、次のとおり税率が低くなります。詳しくは自動車税事務所（043-243-2721）にお問い合わせください。

【令和8年度自動車税の税率が低くなる自動車】

○令和7年4月1日～令和8年3月31日に新車新規登録をした自動車の内、下記に該当するもの

自家用／ 営業用区分	車種及び 条件1 [排出ガス基準]	条件2 [燃費基準]	軽減率
・自家用 ・営業用	- 電気自動車 - 燃料電池自動車 - プラグインハイブリッド自動車 - 一定の天然ガス自動車	条件なし	令和8年度のみ 通常より 75% 低くなります。
営業用 乗用車のみ	- ガソリン車及びLPG車 [平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減のもの] - ディーゼル車 [平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合のもの]	令和12年度燃費基準90%以上達成車かつ令和2年度燃費基準達成車	

(2) 一定年数を経過した自動車

初回新規登録から一定の年限を超える自動車については、次のとおり税率が高くなります。

新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	経過した翌年度から通常の税率より おおむね 15%高 くなります。
新車新規登録から13年を超えているガソリン・LPG車	

(※) 電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、スクールバス及び被けん引自動車は対象外です。

(※) バス・トラック等は、おおむね10%高くなります。

車検時の納税証明書について

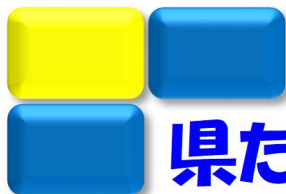
運輸支局において自動車税の納税情報を確認することができるため、車検時の自動車税納税証明書の提示が省略できます。

(運輸支局への納税情報の提供に一定の日数がかかる等の理由により、納税証明書の提示が必要な場合がありますので、ご注意ください。)

詳しくは納税通知書に同封のチラシをご覧ください。以下のURL又はQRコードにより千葉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/jnks.html>





県たばこ税

県たばこ税は、たばこの消費に対して課されるもので、たばこの販売価格に含まれています。

納める人

たばこの消費者が負担し、卸売販売業者などが県に納めます。

納める額

製造たばこの本数 1,000 本につき 1,070 円（令和3年 10 月 1 日から）

○県たばこ税の税率は、下表のとおり段階的に引き上げられました。

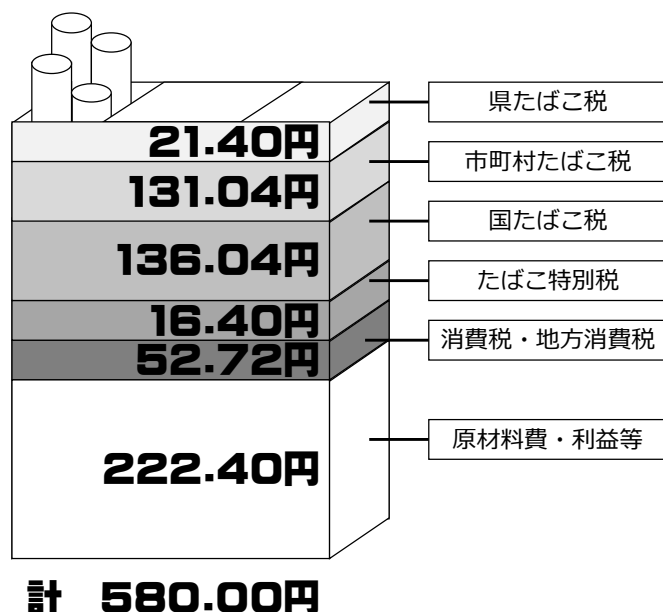
税率 (1,000 本あたり)	平成 30 年 10 月 1 日～	令和元年 10 月 1 日～	令和 2 年 10 月 1 日～	令和 3 年 10 月 1 日～
一般品	930 円	930 円	1,000 円	1,070 円
旧 3 級品	656 円			

申告と納税

卸売販売業者等が、毎月分を翌月末日までに申告して納めます。

1 箱（20 本入り）580 円の場合

令和 8 年 4 月 1 日現在



たばこは地元で
買いましょう！

県たばこ税や市町村たばこ税は、たばこを買った場所の所在する県や市町村の収入となりますので、たばこは地元で買いましょう。





地方消費税

地方消費税は、消費税（国税）と同様に商品の販売・サービスの提供など、対価を得て行う取引のほとんどが課税対象となります。

納める人

- 国内取引………製造、卸、小売、サービス等の事業者
 - 輸入取引………外国貨物を保税地域^(※1)から引き取る者
- (※1)保税地域とは、外国から到着した貨物を輸入手続が終了するまで一時保管する場所です。

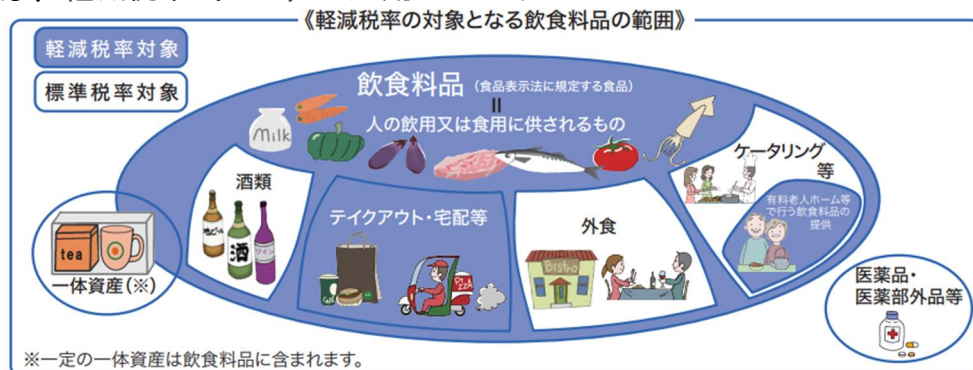
納める額

消費税額の78分の22（消費税率（7.8%）に換算すると2.2%に相当します。）

(※)地方消費税と消費税を合わせると10%の負担率となります。

軽減税率制度

令和元年10月1日の税率引上げに伴い、軽減税率制度が実施されています。
「酒類・外食を除く飲食料品」及び「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」には、軽減税率（8%）が適用されます。



出典：財務省パンフレット「平成30年度税制改正」

https://warp.ndl.go.jp/web/20180801233739/http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2018/index.htm

令和5年10月1日から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されました。

制度の詳細などは国税庁の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

申告と納税

- 国内取引に係る地方消費税（「譲渡割」といいます。）は、当分の間、消費税と併せて国（税務署）に申告し、納付します。
- 輸入取引に係る地方消費税（「貨物割」といいます。）は、消費税と併せて国（税関）に申告し、納付します。

市町村への交付

県に納められた地方消費税の2分の1は、県内の市町村に、その市町村の人口と従業者数の割合により交付されます。



固定資産税

固定資産税は、本来市町村で課しますが、法律で定める一定額を超える大規模償却資産については、一定額を超える分についてその所有者に県が課します。

納める人

大規模償却資産の所有者

納める額

市町村が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を超える金額の1.4%

申告と納税

申告期限は1月31日です。

県税事務所から送付される納税通知書により、4月・7月・12月・2月に納めます。



狩猟税

狩猟を行う人は、狩猟者の登録をしなければなりません。狩猟税は、狩猟者登録をする際に課されます。なお、狩猟税は、鳥獣の保護などの費用に充てるために課される目的税です。

納める人

狩猟者の登録を受ける人

納める額

狩猟免許の種類	区 分	税 額
第一種銃猟（空気銃以外の銃器）	県民税の所得割の納付を要する人	16,500 円
	県民税の所得割の納付を要しない人	11,000 円
網 猟	県民税の所得割の納付を要する人	8,200 円
	県民税の所得割の納付を要しない人	5,500 円
わな猟	県民税の所得割の納付を要する人	8,200 円
	県民税の所得割の納付を要しない人	5,500 円
第二種銃猟（空気銃）	—	5,500 円

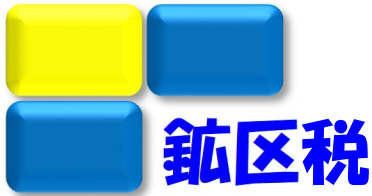
(※) 県民税の所得割の納付を要しない人であっても、県民税における同一生計配偶者又は扶養親族に該当する人（農林・水産業に従事している人を除く。）などは、税額が 16,500 円（網猟・わな猟は 8,200 円）になります。

(※) 対象鳥獣捕獲員・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者・狩猟者登録の申請前 1 年以内に鳥獣捕獲許可に基づく捕獲に従事した人には、税額の軽減措置の適用があります。

納 税

狩猟者の登録を受けるときに納めます。

なお、県民税の所得割の納付を要しない人は、その旨を証明する書類を住所地の市町村から受けて提出してください。



鉱区税は、県内の鉱区について鉱業権を有する人に課されます。

納める人

県内に鉱区を持っている鉱業権者

納める額

○砂鉱を目的とする鉱区……………面積 100 アールごとに年額 200 円

○砂鉱を目的としない鉱区 { 試掘鉱区……………面積 100 アールごとに年額 200 円
採掘鉱区……………面積 100 アールごとに年額 400 円

ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは、上記税率の3分の2となります。

(※)賦課期日（4月1日）後に鉱業権の設定・消滅があった場合は月割課税になります。

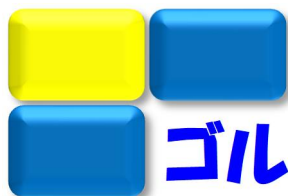
申告と納税

(1) 申 告

鉱業権の取得、消滅又は変更のあった日から7日以内に申告が必要です。

(2) 納 税

県税事務所から送付される納税通知書により5月中に納めます。



ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に対して課されます。

納める人

ゴルフ場を利用した人

(ゴルフ場の経営者が利用した人から利用料金とあわせて受取り納めます。)

納める額

等 級	税 額 (1人1日につき)	等 級	税 額 (1人1日につき)
1 級	1,200 円	7 級	750 円
2 級	1,150 円	8 級	650 円
3 級	1,050 円	9 級	600 円
4 級	950 円	10 級	500 円
5 級	900 円	11 級	400 円
6 級	800 円	12 級	350 円

(※)等級は、ゴルフ場ごとに平日における非会員の利用料金、ホールの数、芝生の状況及び
附帯設備の状況等を基準として県が決定します。

非 課 税

次の場合はゴルフ場利用税が非課税となります。

- 1 年少者等のゴルフ場の利用の場合
 - ・18歳未満の者の利用で届出・証明がある場合
 - ・70歳以上の者の利用で届出・証明がある場合
 - ・障害者の利用で届出・証明がある場合
- 2 国民スポーツ大会等の利用の場合
 - ・国民スポーツ大会及びその予選による利用で証明がある場合
 - ・学生等の教育活動による利用で証明がある場合
- 3 国際的な規模のスポーツの競技会の利用の場合
国際的な規模のスポーツの競技会による利用で証明がある場合

申告と納税

ゴルフ場の経営者が、毎月の受取り分を翌月15日までに申告して納めます。

市町村への交付

県に納められたゴルフ場利用税の10分の7は、そのゴルフ場が所在する市町村に交付されます。



県税の申告と納期

税目	申告期限	納期（限）	方法
個人の県民税	給与所得者の場合、給与支払者が給与支払報告書を1月末日	給与支払者が6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日	給与支払者が特別徴収して納入 ※普通徴収の場合もあります
	給与以外の所得者は3月15日	6月、8月、10月及び1月（市町村によって異なる場合があります。）	普通徴収
法人の県民税	事業年度が終了した日から2か月以内（原則）	申告期限と同じ	申告納付
県民税利子割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	申告納入
県民税配当割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	申告納入
県民税株式等譲渡所得割	年分を翌年1月10日	申告期限と同じ	申告納入
個人の事業税	3月15日	8月及び11月	普通徴収
法人の事業税	事業年度が終了した日から2か月以内（原則）	申告期限と同じ	申告納付
不動産取得税	取得した日から60日以内（上記の期間内に登記申請を行った場合は不要）	納税通知書で定める日	普通徴収
県たばこ税	毎月分を翌月末日	申告期限と同じ	申告納付
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日	申告期限と同じ	申告納入
軽油引取税	毎月分を翌月末日（免税軽油の譲渡及び用途外消費の場合は30日以内、輸入の場合は輸入のときまで）	申告期限と同じ	申告納入（納付）
自動車税	取得、変更又は滅失の日から7日以内	5月	普通徴収
		新規登録のとき	証紙徴収
鉱区税	取得、変更又は消滅の日から7日以内	5月	普通徴収
狩猟税		狩猟者の登録を受けるとき	証紙徴収・普通徴収



延滞金・加算金

延滞金

県税を納期限までに納めないときに徴収されるもので、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算します。原則として、延滞金の率は次のとおりです。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

平成11年12月31日まで	年7.3%
平成12年1月1日から平成13年12月31日まで	年4.5% (特例基準割合)
平成14年1月1日から平成18年12月31日まで	年4.1% (特例基準割合)
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	年4.4% (特例基準割合)
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	年4.7% (特例基準割合)
平成21年1月1日から平成21年12月31日まで	年4.5% (特例基準割合)
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで	年4.3% (特例基準割合)
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで	年2.9% (特例基準割合+1%)
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	年2.8% (特例基準割合+1%)
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	年2.7% (特例基準割合+1%)
平成30年1月1日から令和2年12月31日まで	年2.6% (特例基準割合+1%)
令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	年2.5% (延滞金特例基準割合+1%)
令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	年2.4% (延滞金特例基準割合+1%)
令和8年1月1日から令和8年12月31日まで	年2.8% (延滞金特例基準割合+1%)

(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以後

平成25年12月31日まで	年14.6%
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで	年9.2% (特例基準割合+7.3%)
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	年9.1% (特例基準割合+7.3%)
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	年9.0% (特例基準割合+7.3%)
平成30年1月1日から令和2年12月31日まで	年8.9% (特例基準割合+7.3%)
令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	年8.8% (延滞金特例基準割合+7.3%)
令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	年8.7% (延滞金特例基準割合+7.3%)
令和8年1月1日から令和8年12月31日まで	年9.1% (延滞金特例基準割合+7.3%)

(※)延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、また、その税額の全額が2,000円未満であるときは、延滞金はいりません。

(※)算出された延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、また、その延滞金の金額が1,000円未満であるときは、延滞金はいりません。

加算金

法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割について、申告をしなかったり、少なく申告したりして税を免れようとした場合にかかります。

○過少申告加算金

期限内に申告した場合で、その申告額が実際より少額であったため、後日増額の申告をした場合、又は増額の更正を受けた場合にかかります。

……………納める税額×10%+加重対象税額^(※1)×5%

(※1)加重対象税額＝増加した税額－(期限内申告税額又は50万円のいずれか多い方の金額)

○不申告加算金

- ・期限内に申告しなかった場合にかかります。……………納める税額×15%^(※1)
- ・更正・決定があるべきことを予知しないで、期限後に申告した場合……………納める税額×5%

(※1) 納める税額が50万円を超える部分に対する割合は20%となります。

さらに、令和6年1月1日以後に提出期限が到来する申告については、納める税額が300万円を超える部分に対する割合は30%となります。

○重加算金（故意に税を免れようとした場合にかかります。）

- ・期限内に申告した場合……………増加した税額×35%
- ・申告しなかったり、期限後に申告した場合……………納める税額×40%

(※) 不申告加算金及び重加算金について、申告書の提出期限が平成29年1月1日以後のものから、短期間に繰り返して不申告又は仮装隠蔽に基づく修正申告の提出等を行った場合、加算金の割合に10%が加算されます。

還付加算金

納め過ぎとなった税金をお返しする場合、お返しする額に還付加算金を加算します。
還付加算金の率は次のとおりです。

○地方税法上で納め過ぎとなった日から還付の日までの期間

平成29年1月1日から平成29年12月31日まで ……年1.7%（特例基準割合）

平成30年1月1日から令和2年12月31日まで ……年1.6%（特例基準割合）

令和3年1月1日から令和3年12月31日まで ……年1.0%（還付加算金特例基準割合）

令和4年1月1日から令和7年12月31日まで ……年0.9%（還付加算金特例基準割合）

令和8年1月1日から令和8年12月31日まで ……年1.3%（還付加算金特例基準割合）

○還付加算金特例基準割合について

地方税法附則第3条の2第4項の規定により、令和3年1月1日以降は、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に0.5%の割合を加算した割合となります。

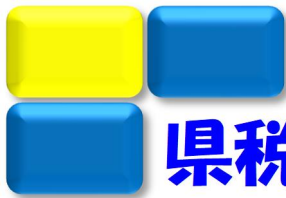
○特例基準割合について

平成25年12月31日までは、平成12年1月1日から各年ごとに前年11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められた商業手形の基準割引率に4%を加算した割合となります。

平成26年1月1日から令和2年12月31日の期間については、銀行が新たに行った短期貸出約定平均金利をもとに、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1パーセントの割合を加算した割合となります。

○還付加算金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、また、その税額の全額が2,000円未満であるときは、還付加算金は加算されません。

○算出された還付加算金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、また、その還付加算金の金額が1,000円未満であるときは、還付加算金は加算されません。



県税の救済

更正の請求

法人の県民税、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税などの申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、法定納期限から5年以内（国の税務官署の更正があった場合など、特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内）に限り更正の請求をすることができます。

県税に関する審査請求

県税の賦課、徴収の処分などについて不服がある場合は、**その処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内**に知事に対して書面により「審査請求」をすることができます。この場合、審査請求書は、なるべく処分を行った所管の県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。

処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。



納税の猶予・減免など

県税は納期限までに納めなければなりません、納税者の実情に応じて申請により、納税の猶予・減免などが認められます。

納税の猶予

申請により納税が猶予される場合があります（要件は下記「①徴収猶予」及び「②換価の猶予」のとおりです）。

猶予期間は1年以内（事情により最高2年まで）です。猶予を受けるには、「財産目録」や「収支の明細書」などの書類の提出が必要です。

また、原則として担保が必要です（猶予金額が100万円以下の場合や、猶予期間が3か月以内の場合等を除きます）。

① 徴収猶予

次のいずれかに当てはまる場合、徴収の猶予が認められる場合があります。

- ・ 財産が災害（震災、風水害、火災など）又は盗難にあった場合
- ・ 本人や生計を一にする親族が病気や負傷をした場合
- ・ 事業を廃業又は休業した場合
- ・ 事業に大きな損失を受けた場合

② 換価の猶予

次のすべてに当てはまる場合、差押財産の換価（売却）の猶予が認められる場合があります。

- ・ 県税を一括納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる場合
- ・ 納期限から6か月以内に申請した場合
- ・ 他の県税に滞納がない場合

※ 上記に当てはまらない場合も、一時的に納付できない事情があるときは、管轄の県税事務所へ御相談ください。

期限の延長

災害などにより、期限までに納税や申告ができない場合は、期限が延長されます。その期限は、災害などがやんだときから2か月以内です。

税の減免(主なもの)

個人の事業税と不動産取得税については、下記の理由に該当する場合は減免されます。これらの減免を受けるには申請が必要です。

○個人の事業税

- ・ 生活保護法による保護、同法による保護の程度を超えない私的扶助を受けている人
- ・ 生計を一にする親族が生活保護法による保護、同法による保護の程度を超えない私的扶助を受けている人
- ・ 天災その他の災害を受けた人

○不動産取得税

- ・ 天災その他の災害により滅失や損かいた不動産に代わるものと知事が認める不動産の取得
- ・ 取得した不動産が取得の直後に天災その他の災害により滅失や損かいた場合の当該不動産の取得



中央県税事務所

[illegible]

47

松戸県税事務所

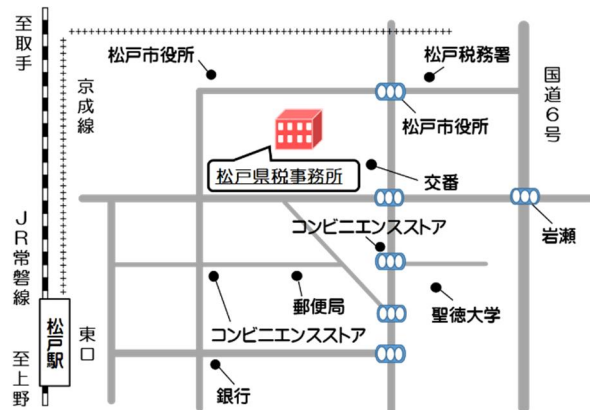
【住所】

〒271-8564
松戸市小根本 7

【電話番号】 047-361-2112

【所管区域】

松戸市・流山市・鎌ヶ谷市



柏県税事務所

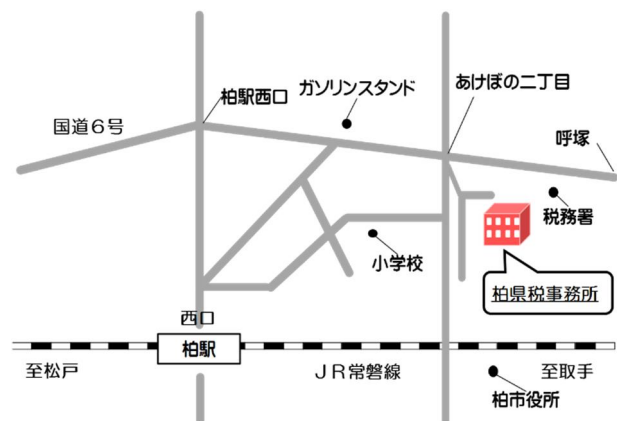
【住所】

〒277-8558
柏市あけぼの 2-1-5

【電話番号】 04-7147-1231

【所管区域】

野田市・柏市・我孫子市



佐倉県税事務所

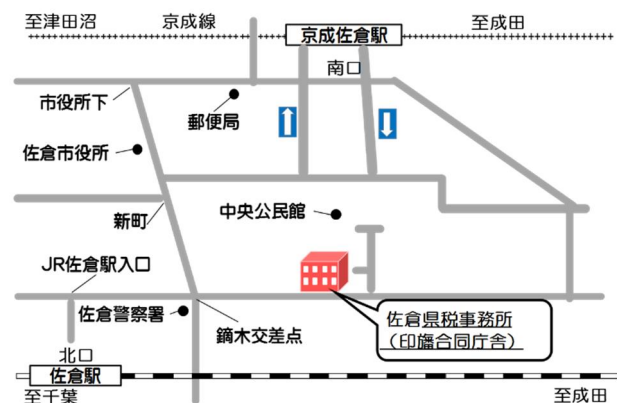
【住所】

〒285-8503
佐倉市鐺木仲田町 8-1

【電話番号】 043-483-1115

【所管区域】

成田市・佐倉市・四街道市・八街市
印西市・白井市・富里市・印旛郡



香取県税事務所

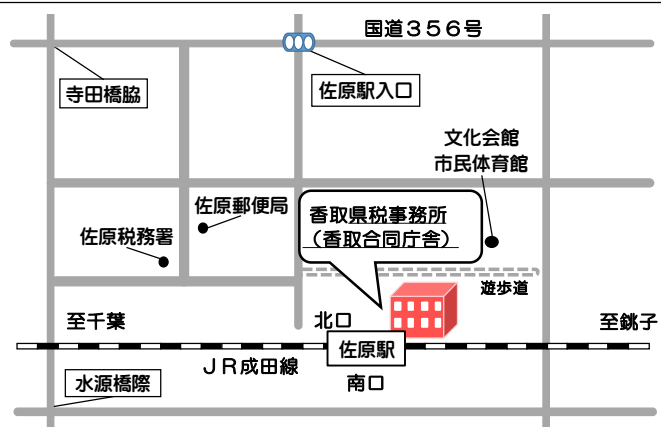
【住所】

〒287-8503
香取市佐原イ 92-11

【電話番号】 0478-54-1314

【所管区域】

香取市・香取郡



旭県税事務所

【住所】

〒289-2504
旭市二 1997-1

【電話番号】 0479-62-0772

【所管区域】

銚子市・旭市・匝瑳市



旭県税事務所銚子支所

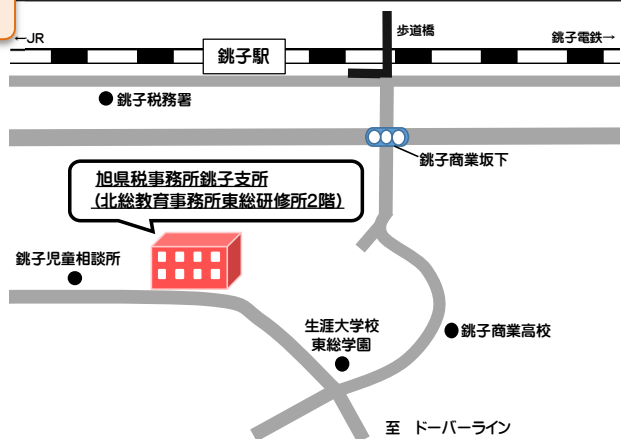
【住所】

〒288-0813
銚子市台町 2186-2

【電話番号】 0479-22-5907

【所管区域】

銚子市・旭市・匝瑳市



東金県税事務所

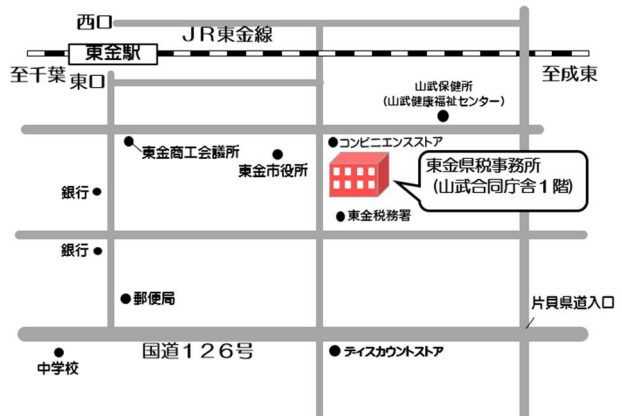
【住所】

〒283-8501
東金市東新宿 1-1 1

【電話番号】 0475-54-0223

【所管区域】

東金市・山武市・大網白里市・山武郡



茂原県税事務所

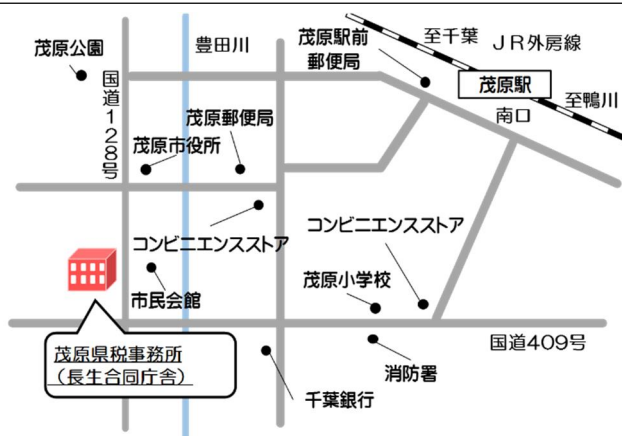
【住所】

〒297-0026
茂原市茂原 1102-1

【電話番号】 0475-22-1721

【所管区域】

茂原市・勝浦市・いすみ市
長生郡・夷隅郡

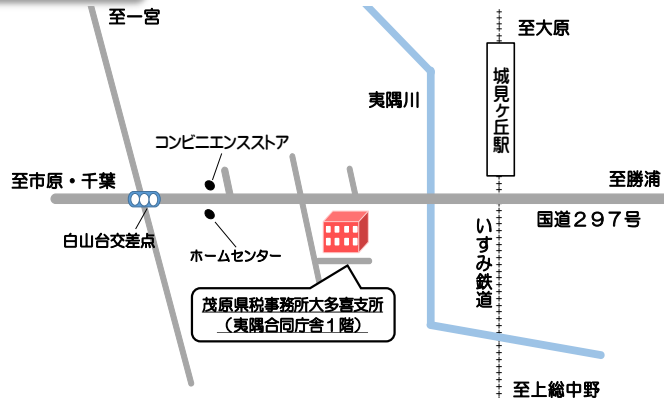


茂原県税事務所大多喜支所

【住所】
〒298-0212
夷隅郡大多喜町猿稻 472-2

【電話番号】 0470-82-2214

【所管区域】
茂原市・勝浦市・いすみ市
長生郡・夷隅郡

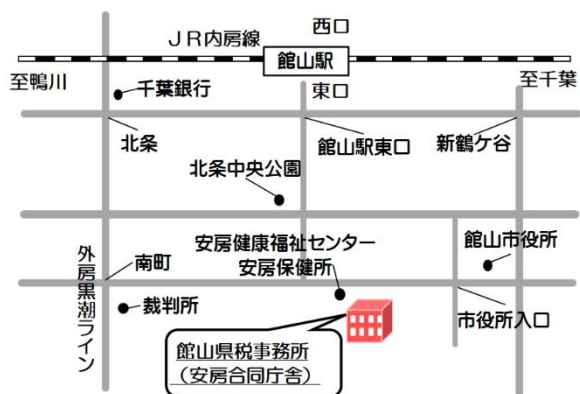


館山県税事務所

【住所】
〒294-0045
館山市北条 402-1

【電話番号】 0470-22-7117

【所管区域】
館山市・鴨川市・南房総市・安房郡



木更津県税事務所

【住所】
〒292-8525
木更津市貝渕 3-13-34

【電話番号】 0438-25-1110

【所管区域】
木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市



市原県税事務所

【住所】
〒290-0081
市原市五井中央西 1-1-25
サンプラザ市原5階

【電話番号】 0436-22-2171

【所管区域】
市原市



自動車税事務所

【住所】

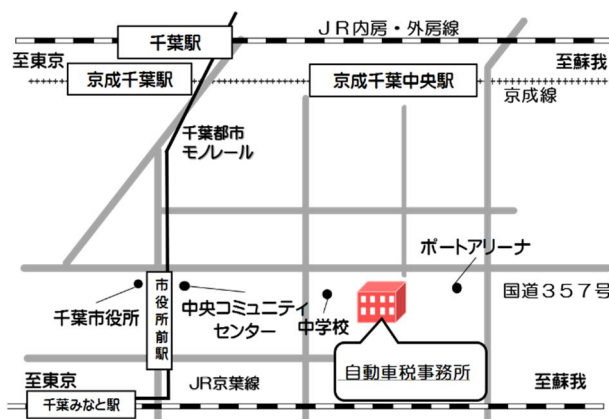
〒260-8523

千葉市中央区問屋町 1-11

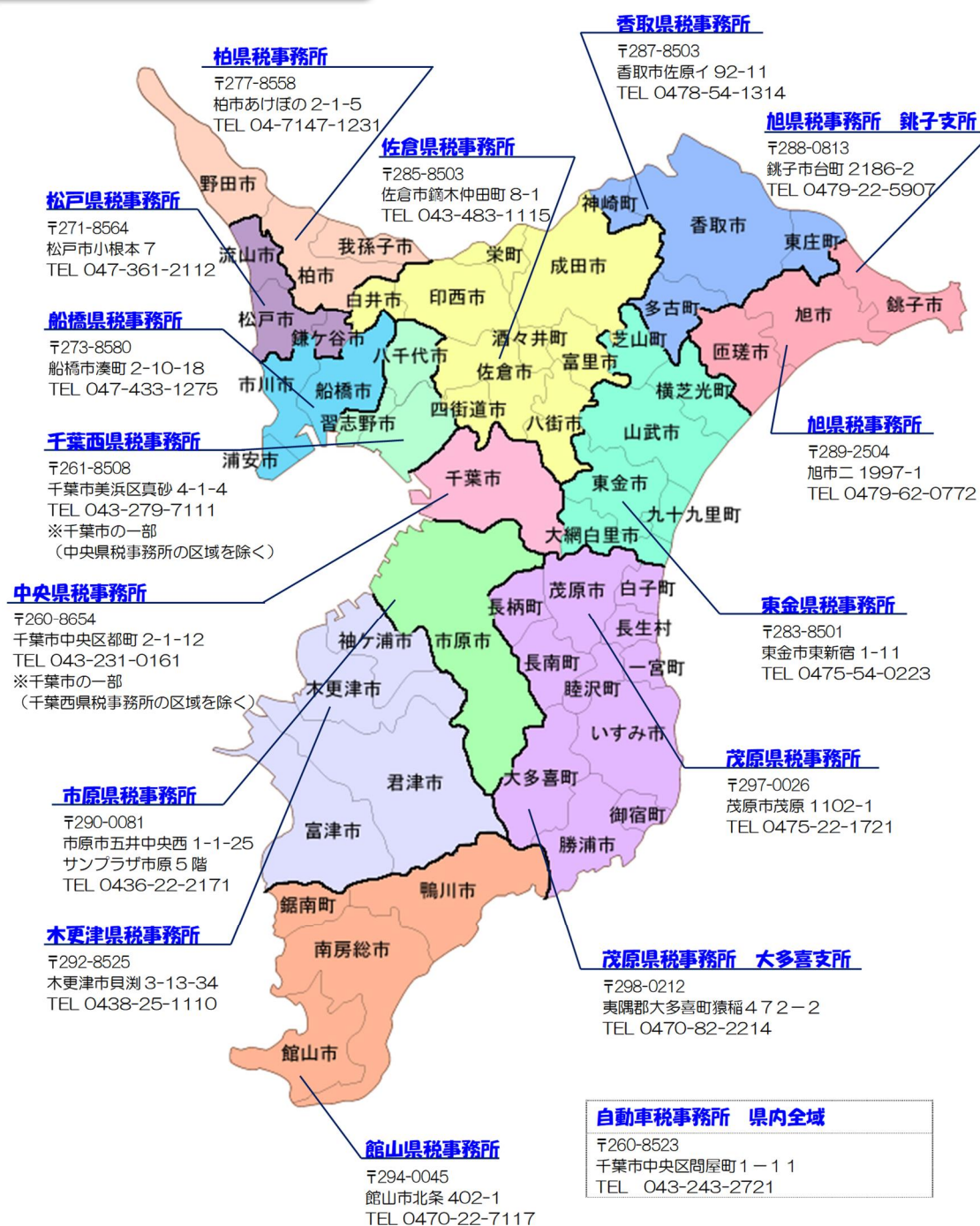
【電話番号】 043-243-2721

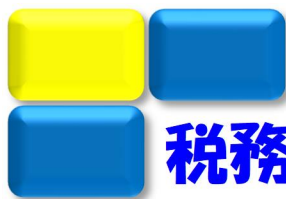
【所管区域】

千葉県内全域（自動車税のみ）



県税の所管地図





税務署のご案内

国税に関する一般的なご相談・ご質問は電話相談センターをご利用ください。

電話相談センターのご利用は、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。

税務署	住所	電話番号	管轄区域
千葉東	〒260-8577 千葉市中央区祐光 1-1-1 ^(※3)	043-225-6811	千葉市（千葉南及び千葉西税務署管内の地域は除く）
千葉南	〒260-8688 千葉市中央区蘇我 5-9-1 ^(※3)	043-261-5571	千葉市 ^(※1) 、市原市
千葉西	〒262-8502 千葉市花見川区武石町 1-520 ^(※3)	043-274-2111	千葉市 ^(※2) 、習志野市、八千代市
銚子	〒288-8666 銚子市栄町 2-1-1 ^(※3)	0479-22-1571	銚子市、旭市、匝瑳市
市川	〒272-8573 市川市北方 1-11-10 ^(※3)	047-335-4101	市川市、浦安市
船橋	〒273-8574 船橋市東船橋 5-7-7 ^(※3)	047-422-6511	船橋市
館山	〒294-8503 館山市北条 1164 ^(※3)	0470-22-0101	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
木更津	〒292-8550 木更津市富士見 2-7-18 ^(※3)	0438-23-6161	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
松戸	〒271-8533 松戸市小根本 53-3	047-363-1171	松戸市、流山市、鎌ヶ谷市
佐原	〒287-8555 香取市北 1-4-1 ^(※3)	0478-54-1331	香取市、香取郡
茂原	〒297-8501 茂原市高師台 1-5-1 ^(※3)	0475-22-2166	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡
成田	〒286-8501 成田市加良部 1-15 ^(※3)	0476-28-5151	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡
東金	〒283-8585 東金市東新宿 1-1-12 ^(※3)	0475-52-3121	東金市、山武市、大網白里市、山武郡
柏	〒277-8522 柏市あけぼの 2-1-30	04-7146-2321	野田市、柏市、我孫子市

(※1) 千葉南税務署管内の千葉市の地域は、次のとおりです。

〔中央区〕 赤井町、今井町、今井 1～3 丁目、鷺の森町、大森町、生実町、川崎町、川戸町、塩田町、白旗 1～3 丁目、蘇我町 2 丁目、蘇我 1～5 丁目、大蔵寺町、新浜町、仁戸名町、花輪町、浜野町、星久喜町、松ヶ丘町、南生実町、南町 1～3 丁目、宮崎町、宮崎 1～2 丁目、村田町、若草 1 丁目

〔緑 区〕 全域

(※2) 千葉西税務署管内の千葉市の地域は、次のとおりです。

〔花見川区〕 朝日ヶ丘 1～5 丁目、朝日ヶ丘町、天戸町、内山町、宇那谷町、柏井 1 丁目・4 丁目、柏井町、検見川町 1～3 丁目・5 丁目、横橋町、こてはし台 1～6 丁目、作新台 1～8 丁目、さつきが丘 1～2 丁目、三角町、大日町、武石町 1～2 丁目、千種町、長作台 1～2 丁目、長作町、浪花町、畑町、花島町、花園町、花園 1～5 丁目、花見川、幕張町 1～6 丁目、幕張本郷 1～7 丁目、瑞穂 1～3 丁目、南花園 1～2 丁目、み春野 1～3 丁目、横戸台、横戸町

〔稲毛区〕 小深町、山王町、長沼町、長沼原町、六方町

〔美浜区〕 磯辺 1～8 丁目、打瀬 1～3 丁目、豊砂、中瀬 1～2 丁目、浜田 1～2 丁目、ひび野 1～2 丁目、幕張西 1～6 丁目、真砂 1～5 丁目、美浜、若葉 1～3 丁目

(※3) 郵送により、申告書、申請書等を提出する場合は、以下の宛て先に送付願います。

〒262-8507 千葉市花見川区武石町 1-520 東京国税局業務センター千葉西分室



市役所・町村役場のご案内

市役所	所在地	電話番号 (代表)	市役所	所在地	電話番号 (代表)
千葉市	〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1	043-245-5111	流山市	〒270-0192 流山市平和台 1-1-1	04-7158-1111
東部 市税 事務所	〒264-8582 千葉市若葉区桜木北 2-1-1 若葉区役所内 (中央区・若葉区・緑区)	043-233-8136	八千代市	〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5	047-483-1151
西部 市税 事務所	〒261-8582 千葉市美浜区真砂 5-15-1 美浜区役所内 (花見川区・稲毛区・美浜区)	043-270-3136	我孫子市	〒270-1192 我孫子市我孫子 1858	04-7185-1111
			鴨川市	〒296-8601 鴨川市横渚 1450	04-7092-1111
			鎌ケ谷市	〒273-0195 鎌ケ谷市新鎌ケ谷 2-6-1	047-445-1141
銚子市	〒288-8601 銚子市若宮町 1-1	0479-24-8181	君津市	〒299-1192 君津市久保 2-13-1	0439-56-1581
市川市	〒272-8501 市川市八幡 1-1-1	047-334-1111	富津市	〒293-8506 富津市下飯野 2443	0439-80-1222
船橋市	〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25	047-436-2111	浦安市	〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1	047-351-1111
館山市	〒294-8601 館山市北条 1145-1	0470-22-3111	四街道市	〒284-8555 四街道市鹿渡無番地	043-421-2111
木更津市	〒292-8501 木更津市富士見 1-2-1	0438-23-7111	袖ヶ浦市	〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場 1-1	0438-62-2111
松戸市	〒271-8588 松戸市根本 387-5	047-366-1111	八街市	〒289-1192 八街市八街ほ 35-29	043-443-1111
野田市	〒278-8550 野田市鶴奉 7-1	04-7125-1111	印西市	〒270-1396 印西市大森 2364-2	0476-42-5111
茂原市	〒297-8511 茂原市道表 1	0475-23-2111	白井市	〒270-1492 白井市復 1123	047-492-1111
成田市	〒286-8585 成田市花崎町 760	0476-22-1111	富里市	〒286-0292 富里市七栄 652-1	0476-93-1111
佐倉市	〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97	043-484-1111	南房総市	〒299-2492 南房総市富浦町青木 28	0470-33-1021
東金市	〒283-8511 東金市東岩崎 1-1	0475-50-1111	匝瑳市	〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ 793-2	0479-73-0084
旭市	〒289-2595 旭市二 2132	0479-62-1212	香取市	〒287-8501 香取市佐原口 2127	0478-54-1111
習志野市	〒275-8601 習志野市鷺沼 2-1-1	047-451-1151	山武市	〒289-1392 山武市殿台 296	0475-80-1112
柏市	〒277-8505 柏市柏 5-10-1	04-7167-1111	いすみ市	〒298-8501 いすみ市大原 7400-1	0470-62-1111
勝浦市	〒299-5292 勝浦市新官 1343-1	0470-73-1211	大網白里市	〒299-3292 大網白里市大網 115-2	0475-70-0300
市原市	〒290-8501 市原市国分寺台中央 1-1-1	0436-22-1111			

町村役場		所在地	電話番号 (代表)	町村役場		所在地	電話番号 (代表)
印 旛 郡	酒々井町	〒285-8510 酒々井町中央台4-11	043-496-1171	長 生 郡	一宮町	〒299-4396 一宮町一宮 2457	0475-42-2111
	栄町	〒270-1592 栄町安食台 1-2	0476-95-1111		睦沢町	〒299-4492 睦沢町下之郷 1650-1	0475-44-1111
香 取 郡	神崎町	〒289-0292 神崎町神崎本宿 163	0478-72-2111		長生村	〒299-4394 長生村本郷 1-77	0475-32-2111
	多古町	〒289-2292 多古町多古 584	0479-76-2611		白子町	〒299-4292 白子町関 5074-2	0475-33-2111
	東庄町	〒289-0692 東庄町笹川い 4713-131	0478-86-1111		長柄町	〒297-0298 長柄町桜谷 712	0475-35-2111
山 武 郡	九十九里町	〒283-0195 九十九里町片貝 4099	0475-70-3100	夷 隅 郡	長南町	〒297-0192 長南町長南 2110	0475-46-2111
	芝山町	〒289-1692 芝山町小池 992	0479-77-3901		大多喜町	〒298-0292 大多喜町大多喜 93	0470-82-2111
	横芝光町	〒289-1793 横芝光町宮川 11902	0479-84-1211		御宿町	〒299-5192 御宿町須賀 1522	0470-68-2511
				安 房 郡	鋸南町	〒299-2192 鋸南町下佐久間 3458	0470-55-2111



くらしと県税 2026

制作・発行：千葉県総務部税務課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

TEL 043-223-2114

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。